

第 2 期
葉山町子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和 2 年 3 月
葉 山 町

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制と経過	3
第2章	子どもと家庭を取り巻く環境の状況	4
1	葉山町の状況	4
2	子ども・子育てを取り巻く現状と課題	14
第3章	計画の基本的な考え方	18
1	計画の基本理念	18
2	基本方針	19
3	基本目標	20
4	施策の体系	24
第4章	幼児期の学校教育・保育、地域子ども子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策	26
1	子ども・子育て支援制度の概要	26
2	保育認定について	27
3	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計	30
4	家庭類型（現状・潜在）	31
5	人口の見込み	32
6	教育・保育提供区域の設定	32
7	教育・保育及び地域型保育事業	33
8	地域子ども・子育て支援事業	38
9	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	50
10	認定こども園の普及に係る基本的な考え方	51
11	教育・保育施設等の連携の推進方策	51
12	産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	51
13	子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援等	52
14	労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	53
第5章	計画の推進体制	54
1	推進体制の充実	54
2	計画の点検・評価	55
3	国・県等との連携	55
資料編		56
1	アンケート調査結果の主な内容	56
2	葉山町子ども・子育て支援事業計画策定経過	67
3	葉山町子ども・子育て会議条例	68
4	葉山町子ども・子育て会議委員名簿	70
5	子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）	72
6	用語集	74



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の加速は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の加速、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。しかし、25歳から44歳の女性の就業率の上昇、それに伴う保育の利用申込者数の増加などにより、待機児童数が発生しており保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

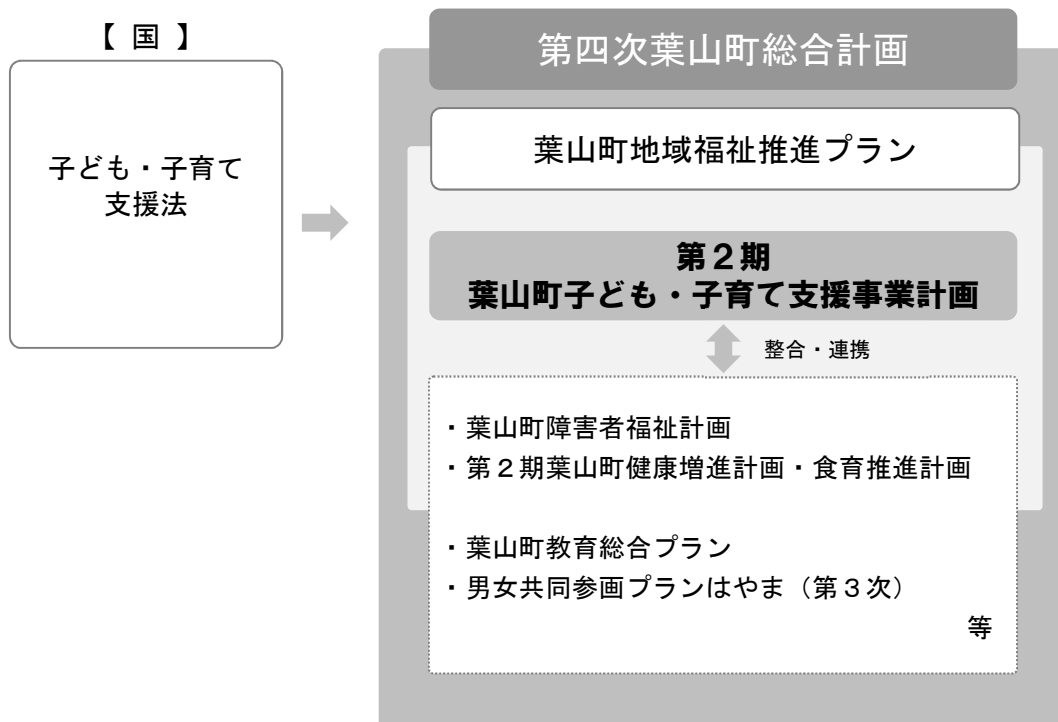
葉山町（以下、本町という。）においては、平成27年3月に『のびのび育て葉山の子 -地域ぐるみで元気な親子をはぐくむまち葉山-』を基本理念とした『葉山町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子育て支援を総合的に進めてきました。

本町においても、就業率の上昇などから、保育ニーズが高まっており、幼稚園、保育所の受け皿の確保や一時預かり、病児保育等の多様な保育サービスの充実が求められています。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や小学校就学後の放課後対策、発達面で支援が必要な子どもへの支援の充実が求められています。

この度、『葉山町子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、社会状況の変化に対応しつつ、本町における子ども・子育てを取り巻く課題を踏まえ、引き続き、計画的に子ども子育て支援施策を推進するため『第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画』を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、葉山町が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、計画的に取組を推進します。本計画の策定にあたっては、葉山町総合計画や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。



3 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、国の制度改革、社会経済状況の変化、町民ニーズ、子育て支援事業者の意向の変化などが生じた場合、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制と経過

(1) 子育て支援に関する調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者を対象として、平成30年12月に「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	・郵送による配布・回収	1,604通	678通	42.3%
小学生児童の保護者	・小学生は学校に回収箱を設置	1,839通	809通	44.0%

(2) 「葉山町子ども・子育て会議」の設置・開催

この計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関、団体の代表者、学識経験者などからなる「葉山町子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

令和元年12月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



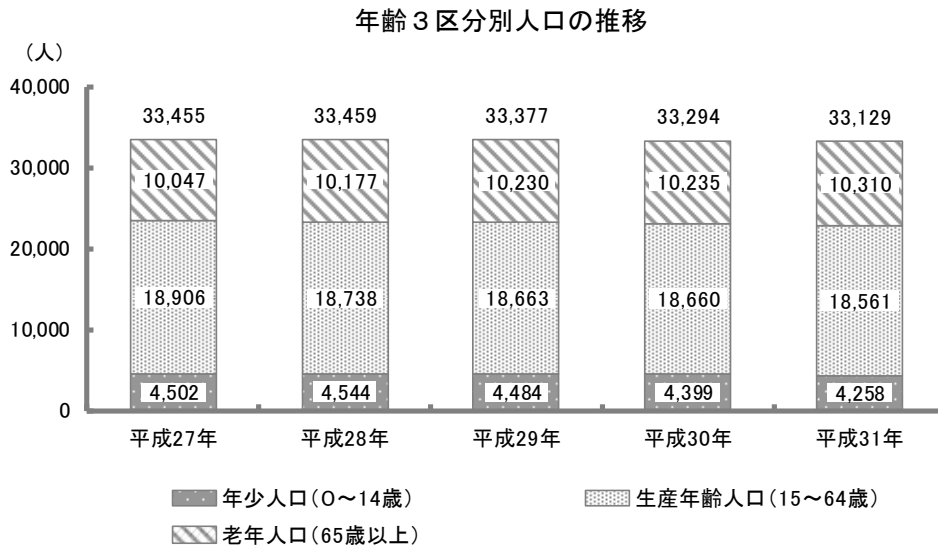
子どもと家庭を取り巻く環境の状況

1 葉山町の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

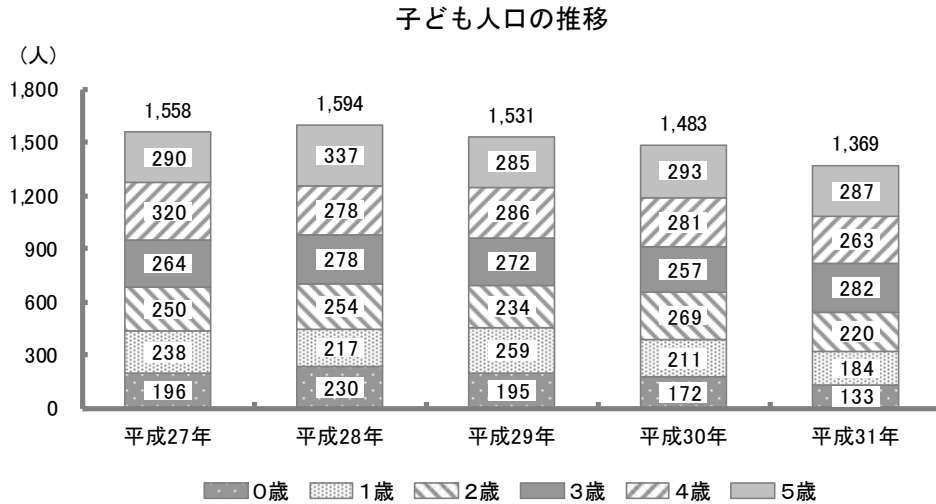
本町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で33,129人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

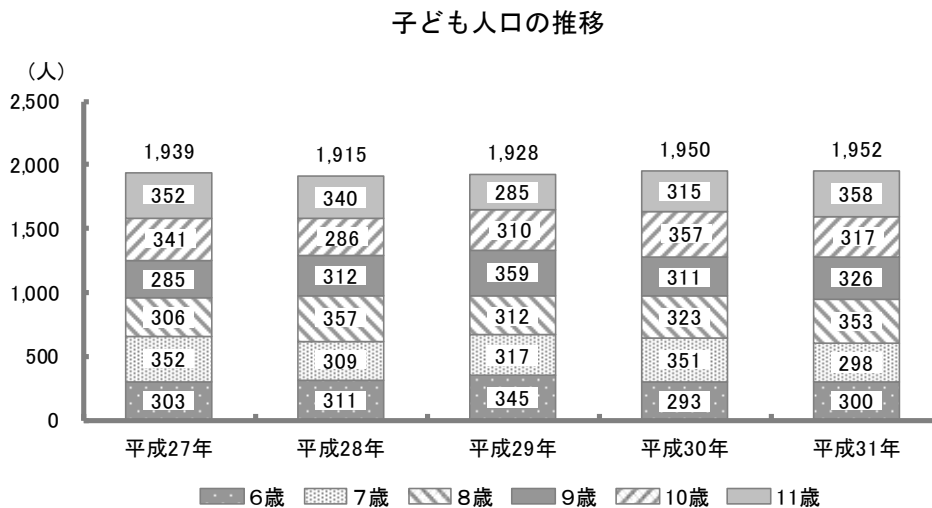
本町の0歳から5歳の子ども人口は平成29年以降減少しており、平成31年4月現在で1,369人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本町の6歳から11歳の子ども人口は平成29年以降微増しており、平成31年4月現在で1,952人となっています。

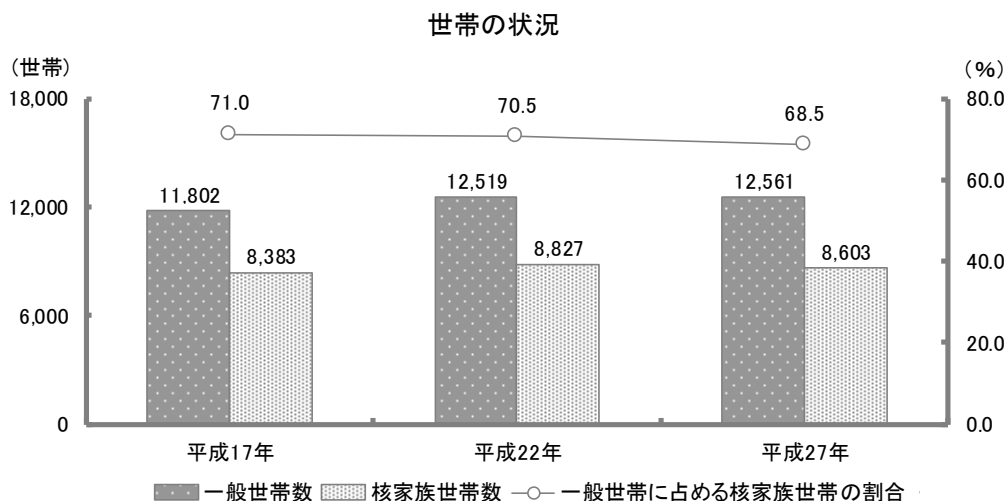


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

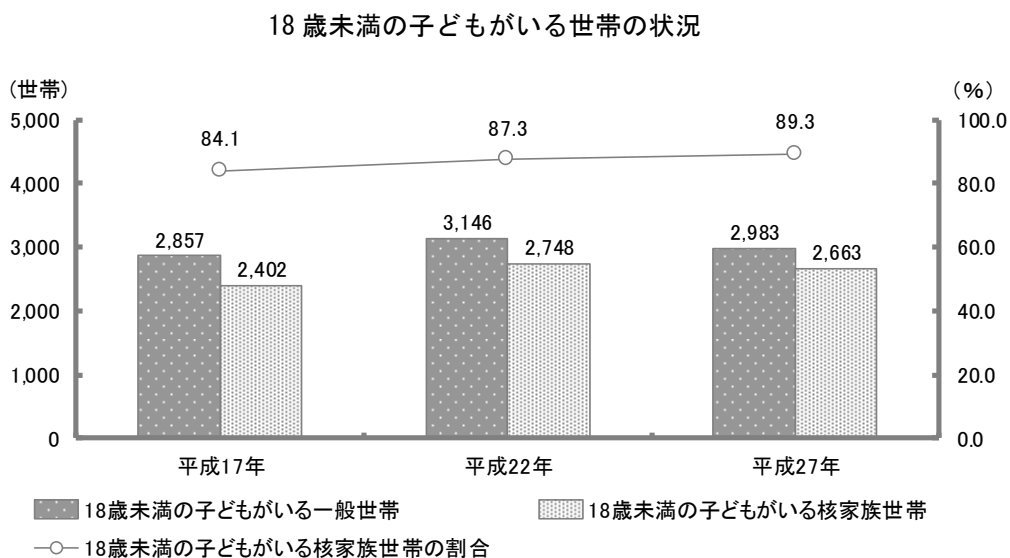
① 一般世帯・核家族世帯の状況

本町の核家族世帯数は、平成27年で8,603世帯となっています。一般世帯に占める核家族世帯の割合は下降しています。



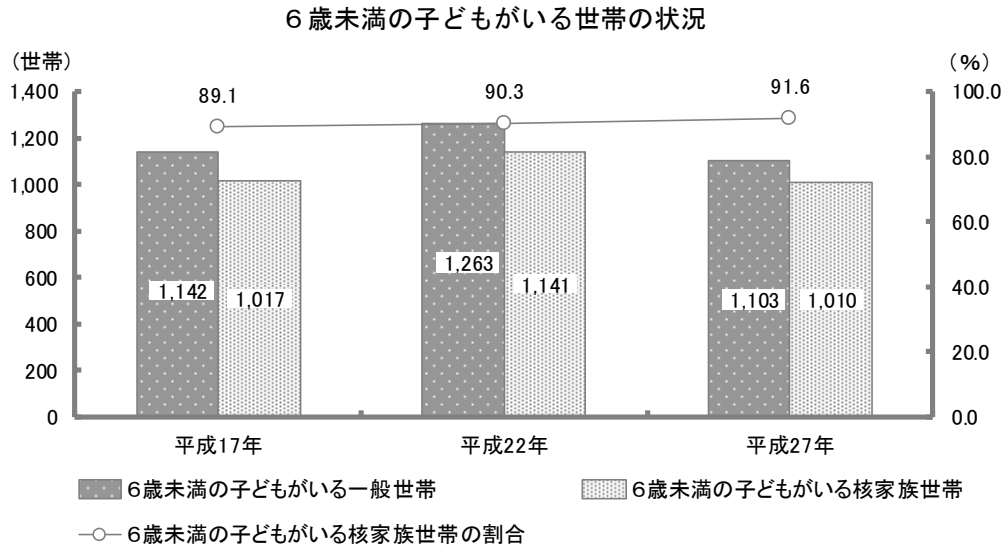
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は、平成27年で2,983世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合は年々増加しています。



③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

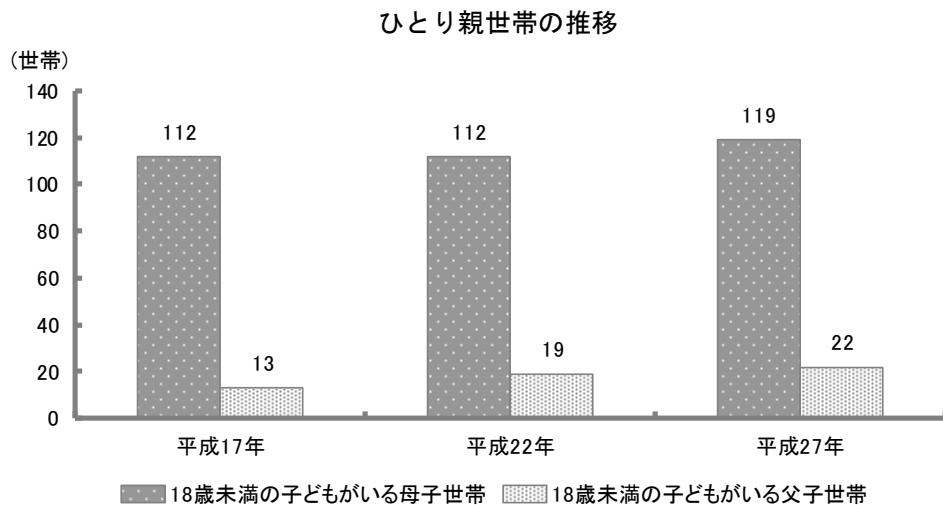
本町の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は増減し、平成27年で1,103世帯と
なっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は年々増加していま
す。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本町の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成22年から平成27年にかけてわ
ずかに増加しており、平成27年で119世帯となっています。また、18歳未満の子
どもがいる父子世帯も同様の傾向がみられます。

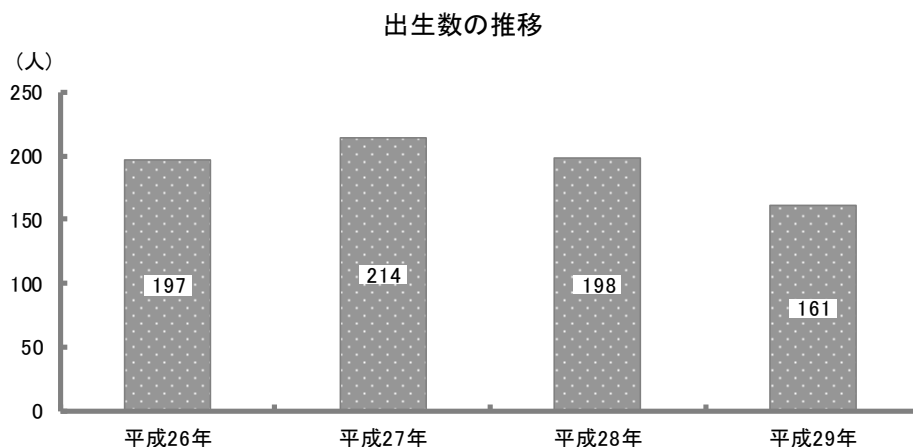


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

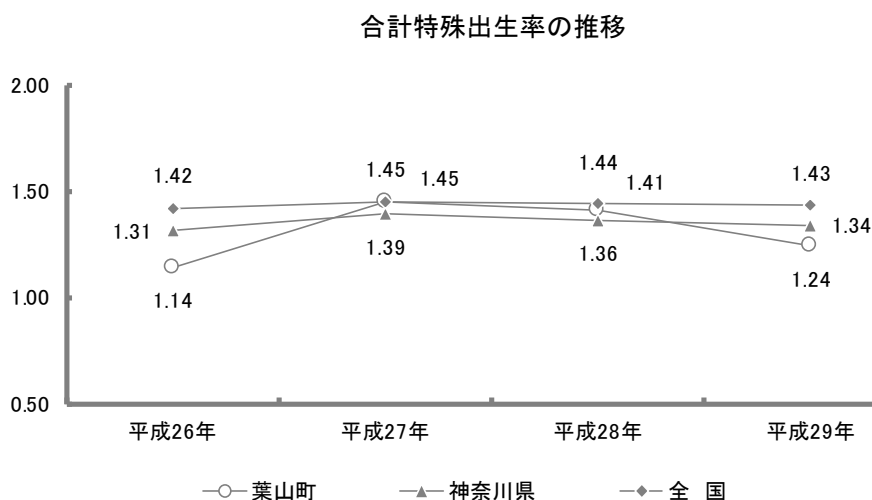
本町の出生数は年々減少傾向にあり、平成 29 年で 161 人と過去 4 年間で最も少なくなっています。



資料：神奈川県衛生統計年報

② 合計特殊出生率の推移

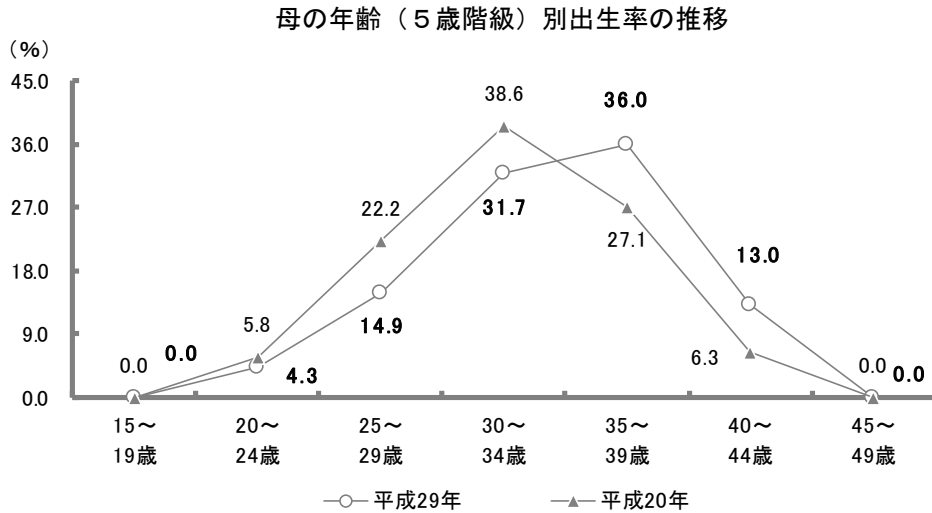
15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は 1 人の女性が一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本町の合計特殊出生率は、平成 29 年で 1.24 となっています。また、平成 27 年以降全国・県と同程度で推移していましたが、平成 29 年に全国・県に比べ低くなっています。



資料：神奈川県衛生統計年報（町）、厚生労働省人口動態調査（県、国）

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本町の母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～29歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

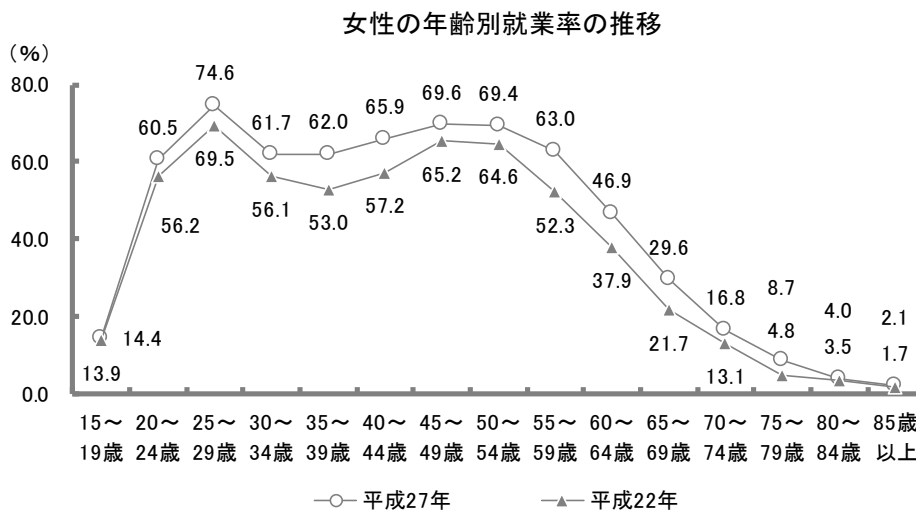


資料：神奈川県衛生統計年報

(4) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

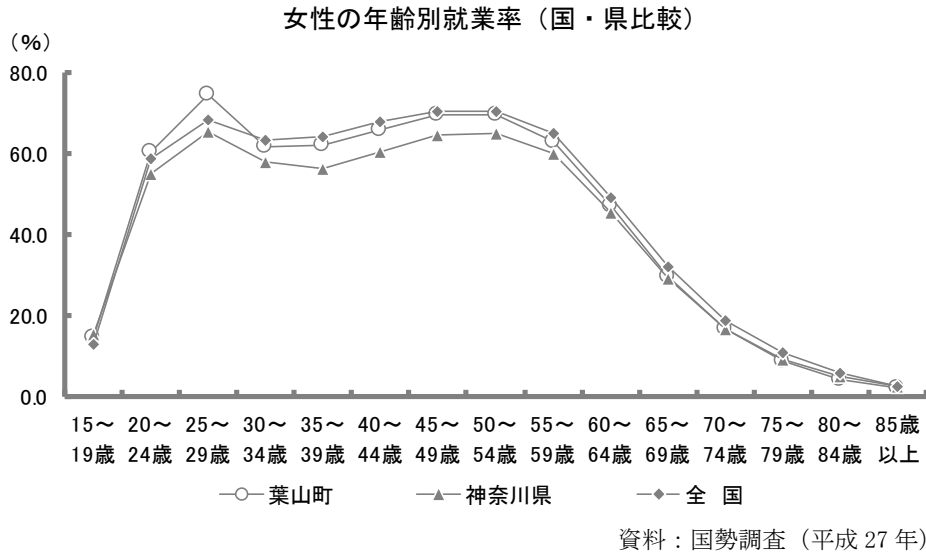
本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

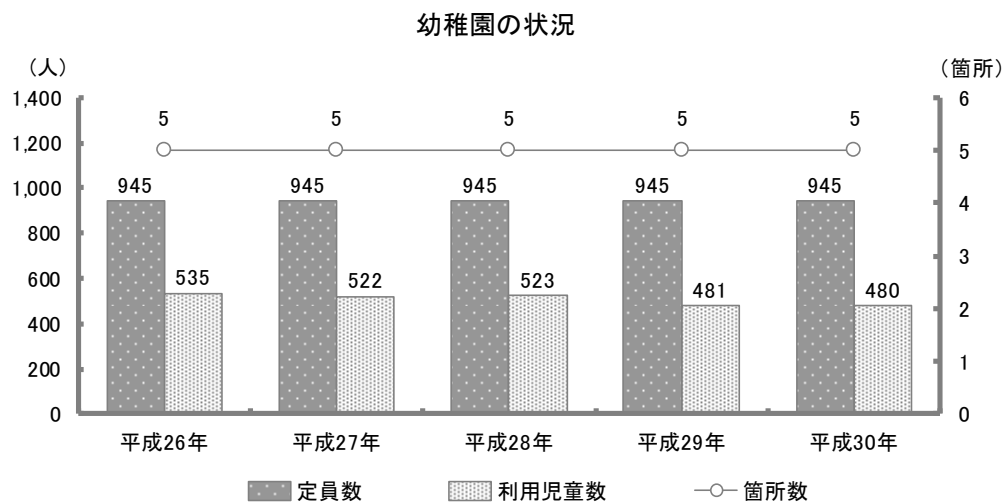
本町の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、25～29歳を除き、各年代で全国と同程度、神奈川県より高い値で推移しています。



（5）教育・保育サービス等の状況

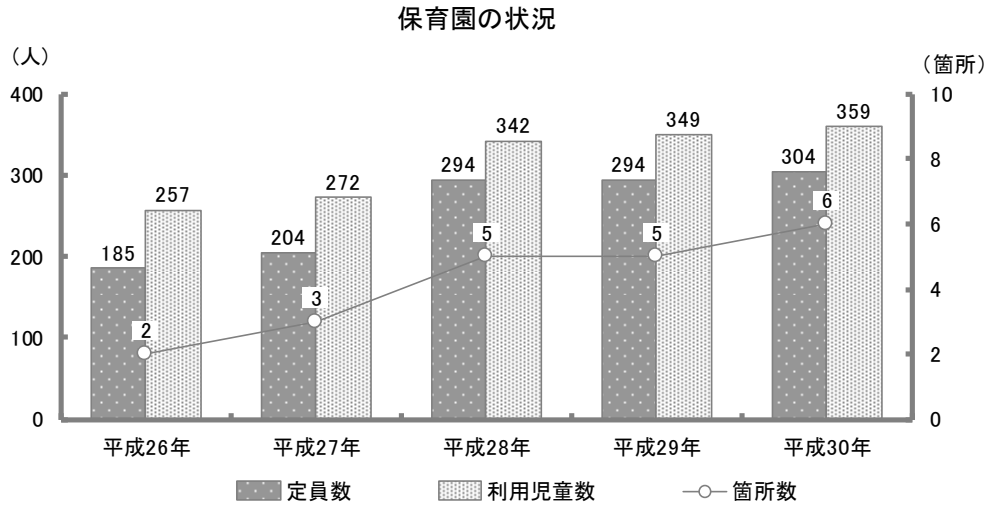
① 幼稚園の状況

本町の幼稚園の状況をみると、定員数に対し利用児童数は約半数となっていますが、利用児童数は減少傾向となっており、平成30年で480人となっています。



② 保育園の状況

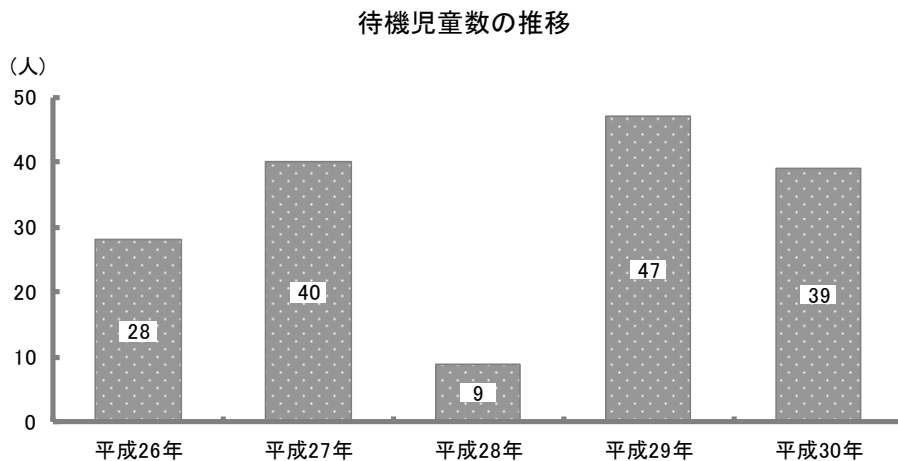
本町の保育園の状況をみると、利用児童数は年々増加し、平成30年で359人と、常に定員数を利用児童数が上回る状態で推移しています。



資料：庁内資料

③ 待機児童数の推移

本町の待機児童数の推移をみると、増減を繰り返し、平成30年で39人となっています。

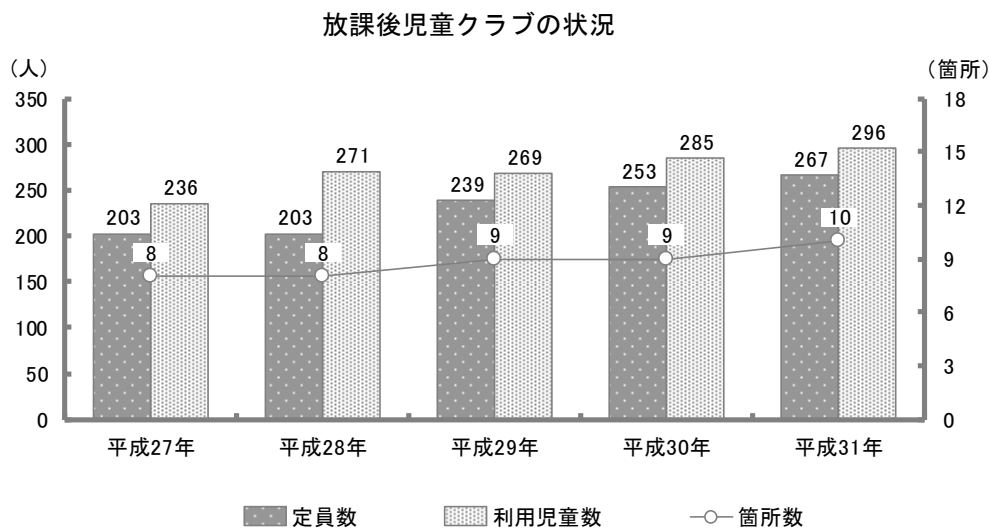


資料：庁内資料

(6) 放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの状況

本町の放課後児童クラブにおける定員数・箇所数はともに増加しています。利用児童数についても年々増加しており、平成31年で296人となっています。

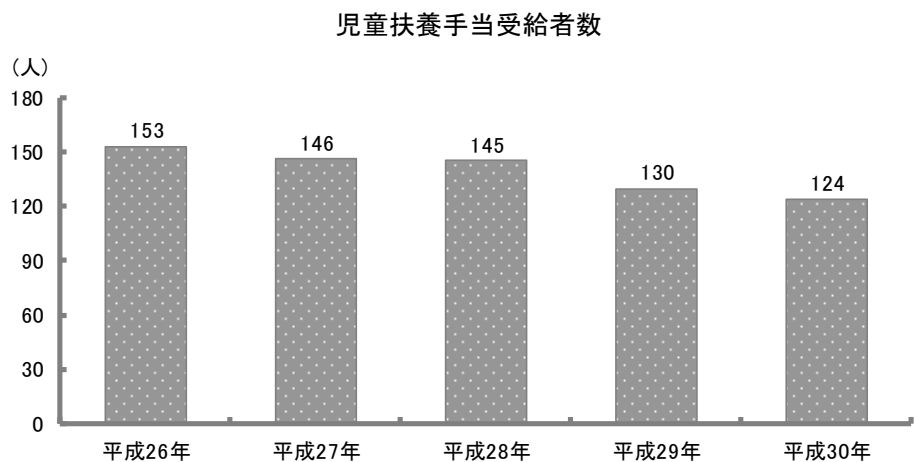


資料：学童保育実施状況調査

(7) その他の状況

① 児童扶養手当受給者数の推移

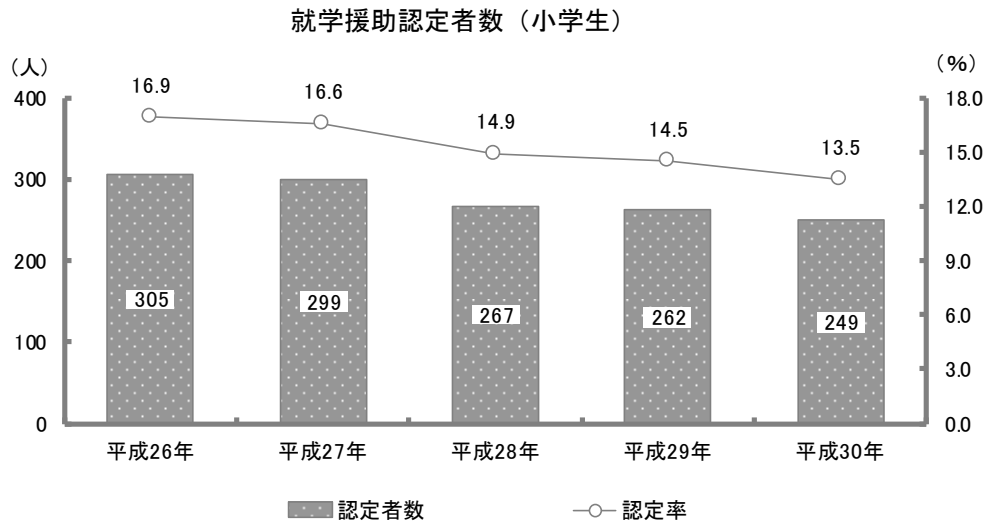
本町の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は年々減少しており、平成30年で受給者数が124人となっています。



資料：庁内資料

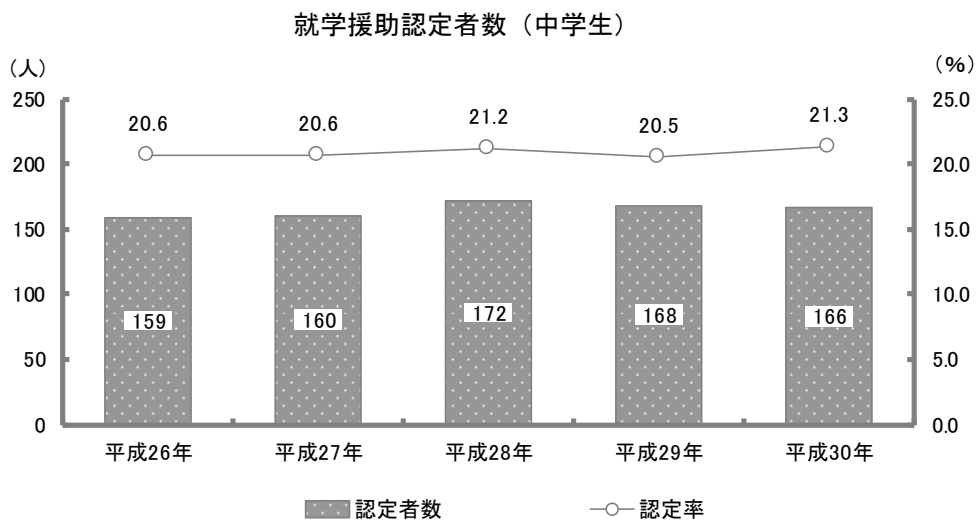
② 就学援助認定者数（小学生）の推移

本町の小学生における就学援助認定者数・認定率は年々減少しており、平成30年で認定者数が249人、認定率が13.5%となっています。



③ 就学援助認定者数（中学生）の推移

本町の中学生における就学援助認定者数・認定率は横ばいとなっており、平成30年で認定者数が166人、認定率が21.3%となっています。



2 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第2期計画策定にあたり、第1期計画における施策の評価を行うとともに、統計データ、アンケート結果を踏まえ、第1期計画の基本目標ごとに課題を整理しました。

(1) 教育・保育事業の充実と多様化

アンケート調査では、フルタイム、パート・アルバイト等で就労している母親の割合は約5割となっているものの、パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望の割合は約3割、未就労の母親の就労希望の割合は約7割となっており、今後、保育の必要性がある家庭が増加することが考えられます。

また、幼児教育・保育無償化が令和元年10月に実施され、アンケート調査においても、幼児教育・保育無償化が実施された場合、利用したい割合は約9割と高くなっています。

国は、「子育て安心プラン」において、待機児童の解消とともに「M字カーブ」の解消を目指しており、葉山町においても、保育ニーズを適切に見込みながら、対応していく必要があります。

現在、利用している教育・保育事業の実施場所は、「他の市町村」の割合が、1割半ばとなっています。その理由としては、「教育・保育の質がよいため」が5割半ば、「町内に空きがなかったため」が約3割となっており、教育・保育の質を求める声と町内での待機児童が一因となっていることが考えられます。アンケート調査では、「幼稚園」の利用希望が6割半ば、「認可保育所」「幼稚園の預かり保育」が約4割となっており、待機児童対策を含めた認定こども園化を促進するなど、幼稚園、保育所の受け皿を確保する必要があります。

(2) 一時預かり、病児保育の充実

アンケート調査では、子育てをする上で、あれば良いと思うサポートは、「子どもを預かるサポート」が最も多く、子育てで不安に感じている、困っていることとして「気軽に託児を利用できる場所が少ない」が約3割となっています。「日常的に子どもをみてもらえる親族・知人がいる」が約2割となっている中、不定期の教育・保育事業の利用意向は約5割と一時預かりを求める声が高くなっています。一時預かりを利用する目的は、買い物やリフレッシュ、通院、不定期の就労等、様々であり、こうした子育て家庭の状況に対応できるよう一時預かり等の保育事業の充実を図る必要があります。

また、子どもが病気やけがで教育・保育事業を利用できなかった人で、「病児・病後児の保育を利用した」の割合は1割未満と低いものの、父親、母親が休んで対応した人のうち「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が約4割となっています。病児・病後児保育等、多様な保育サービスのニーズに対応していくことが重要です。

(3) 子育て家庭への支援の充実

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。国においては、子育て世代包括支援センターを令和2年度に全国展開をめざし、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を実施しています。

アンケート調査では、日頃、日常的に子どもをみてもらえる親族・知人が「いずれもいない」が約1割、子どもの子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無が「いない／ない」の割合が3.1%とわずかではあるものの、身近に子どもをみてもらえる親族・知人がいなかったり、相談相手がいない人がいます。子育てで、不安に感じている、困っていることとしては「子どもの心の育ち」「保育料・教育費が高い」「気軽に託児を利用できる場所が少ない」「子どもの食事」など多様な悩みを抱えています。そのため、妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを生み育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。

また、子育てが一段落ついた後、地域で子育ての担い手をしてみたい気持ちがある人は2割半ばとなっており、こうした人材を活用しながら、身近な地域での子育て支援を充実していく必要があります。

さらに、子育ての総合相談窓口（子ども育成課）を知らない割合が約2割となっており、相談窓口をはじめ、子育てに関する情報提供の充実を図る必要があります。

（４）小学校就学後の放課後対策の充実

国では、「新・放課後子ども総合プラン」において、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれる中、放課後児童クラブの受け皿の整備を目標として掲げています。

アンケート調査では、就学前の未就労の母親の就労希望は約7割となっており、共働き家庭の増加による放課後児童クラブの利用希望が高まることが考えられます。放課後の過ごし方について、就学前では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」を希望する割合が低学年で約4割、高学年で2割半ばとなっています。一方で、小学生では、就学前に比べ「放課後児童クラブ〔学童保育〕」を希望する割合が低く、放課後児童クラブの適切なニーズを把握し、整備していく必要があります。

また、国においては、放課後児童クラブ〔学童保育〕及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することを目標としており、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、子どもの主体性を尊重し、自主性、社会性等のより一層の向上を図ることが求められています。

アンケート調査では、放課後子ども教室が必要だと思う割合は9割と高くなっており、「放課後の子どもの安心・安全な居場所」「子どもの遊びや体験の場」としての期待が高くなっています。

放課後児童クラブの整備とともに、様々な人との交流、地域との関わりを通して、子どもが社会性を身につけられるよう、多様な体験・活動・交流ができる機会を提供することが必要です。

(5) 発達面で支援が必要な子どもへの支援の充実

本町では、発達に支援が必要な人への支援として、早期発見、早期の発達支援を図るとともに、葉山町発達支援システム会議、葉山町発達支援システム連絡会議及び葉山町発達支援システム個別ケース会議を設置し、保健・福祉・医療・教育等が連携して一貫した相談・支援を行っています。

アンケート調査では、子育てをする上で、不安に感じている、困っていることとして、「子どもの心の育ち」「子どもの食事」「子どもの体の育ち」「子どもの病気」など、子どもの発達等に不安を感じている割合が高くなっています。

子どもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援体制や、たんぽぽ教室等における発達に支援が必要な人への支援の強化とともに、保育所、放課後児童クラブ等における受け入れ体制の充実を図る必要があります。



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力です。子どもの健やかな育ちのためには、子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要です。

また、親が安心して子どもを生き育てられ、子育ての充実感を得られるなどの親の成長とともに、子育て家庭を、地域が一体となって支援し、地域全体でいきいきとした元気な親子を育成することが重要です。

第1期計画では、「のびのび育て葉山の子 ―地域ぐるみで元気な親子をはぐくむまち葉山―」を基本理念とし、子育て支援を推進してきました。引き継ぎ、行政と町民が協働して、元気な親子が育成されるよう、第1期計画の基本理念を継承し、本計画を推進していきます。

のびのび育て葉山の子

―地域ぐるみで元気な親子をはぐくむまち葉山―

2 基本方針

第1期計画を引き継ぎ、次の2つの基本方針を設定し、基本理念の実現を目指します。

基本方針1 みんなで支える、子育て家庭

親が子育てについての責任を有するという基本的認識の下に、子育て家庭が抱える不安や悩みを軽減し、親として子育ての喜びや幸せを感じながら、ゆとりをもって子育てができることが重要です。

しかし、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化などにより、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、地域全体で子育てを支援していくことが大切です。

子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、身近な地域で子どもを優しく見守り、子育て家庭を温かく支えていくような地域を目指します。

基本方針2 親と子がともに成長する環境づくり

子どもの健やかな育ちには、保護者が子育てに喜びを感じながら、子どもの成長とともに保護者自身も「親育ち」を感じられることが大切です。

保護者は、子どもを育てるという経験を通じて、自らも、様々なことを学習し、成長していくことができ、子育ては、子どもと保護者とが、ともに育つ機会でもあり、親と子がともに成長する環境づくりに取り組みます。

3 基本目標

基本理念と基本方針にたち、町の現状や計画策定のためのニーズ調査の結果を踏まえて、次の5つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

(1) 教育・保育事業の充実と多様化

母親の就労状況の変化等から、今後も保育の必要性がある家庭が増加することが考えられ、教育・保育の量と質を確保し、幼稚園・保育園連絡会議において教育・保育内容の情報共有を行っていきます。

重点施策 教育・保育事業（認定こども園、幼稚園、保育所など）

- 幼稚園の認定こども園への移行の推進
第4章「7 教育・保育及び地域型保育事業」参照
- 公的保育サービスの充実（認可保育所の増設、家庭的保育事業の実施等）
第4章「7 教育・保育及び地域型保育事業」参照
- 保育・教育の量と質の確保
第4章「7 教育・保育及び地域型保育事業」参照

(2) 一時預かり、病児保育の充実

買い物やリフレッシュ、通院、不定期の就労等の際に利用できる一時預かりや共働き家庭における子どもの病気やけがの際に利用する病児・病後児保育等、多様な保育サービスのニーズに対応した保育事業の充実を図ります。

重点施策 一時預かり事業、病児・病後児保育事業など

- 幼稚園の預かり保育の充実（随時及び長期休み中の実施）
第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（8）一時預かり事業」参照
- 一時預かりの提供場所の増設
第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（8）一時預かり事業」参照
- 病児・病後児保育事業の広域の実施検討
第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（10）病児・病後児保育事業」参照

(3) 子育て家庭への支援の充実

妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを育てることができるよう、相談支援や情報提供など、切れ目のない支援や、仕事と子育てを両立するための環境づくりを行います。

また、近年では、児童虐待や子どもの貧困等が社会問題となっており、児童虐待防止対策を推進するとともに、支援を必要とする家庭に適切な支援を提供していきます。

重点施策 地域子育て支援拠点事業など

○子育て支援センター、児童館等で実施するひろば事業の充実

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（2）地域子育て支援拠点事業」参照

重点施策 切れ目のない支援

○妊産婦健診、産後うつ対策の充実

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（3）妊婦健康診査事業、（4）乳児家庭全戸訪問事業、（5）養育支援訪問事業・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業」参照

○子育て世帯に対する相談・情報提供機能の充実

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（1）利用者支援事業、（2）地域子育て支援拠点事業」参照

重点施策 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

○男性の育児参加の促進

第4章「13 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携」参照

○家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成

第4章「13 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携」参照

重点施策 子どもの貧困対策

○ひとり親家庭等の自立支援の推進など

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業、12 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する県との連携」参照

重点施策 児童虐待防止への支援

○児童虐待の発生予防・早期発見・支援

第4章「12 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する連携」参照

○児童虐待発生時の迅速・的確な対応

第4章「12 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する連携」参照

(4) 小学校就学後の放課後対策の充実

アンケート調査をみると、就学前の未就労の母親の就労希望が多く、共働き家庭の増加による放課後児童クラブの利用希望が高まることが考えられます。

また、放課後の子どもの安心・安全な居場所、子どもの遊びや体験の場として、放課後子ども教室を求める声も多くなっており、小学校就学後の放課後の居場所の充実が必要です。

重点施策 放課後児童クラブ、放課後子ども教室など

○放課後児童クラブの増設（多様な選択肢の用意）

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」参照

○放課後子ども教室（全児童対象の放課後事業）の実施

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」参照

○地域における子どもの安全・安心な居場所づくり

（新・放課後子ども総合プランの内容 等）

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」参照

(5) 発達面で支援が必要な子どもへの支援の充実

アンケート調査では、子どもの心の育ちや、体の育ち、食事、病気など、子育てをする上で、子どもの発達等に不安を感じている人が多くなっています。

子どもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援体制や支援の強化をしていく必要があります。

重点施策 障害のある子の保育、学童クラブ等の受入れ、発達支援システム、たんぽぽ教室など

○保育所、放課後児童クラブ等での発達に課題のある子の受入れ

○たんぽぽ教室、発達支援システムのきめ細やかな推進

4 施策の体系

[基本理念]

— 地域ぐるみで元気な親子をはぐくむまち葉山 —
のびのび育て葉山の子

[基本方針]

2 1
**みんなで支える、子育て家庭
親と子がともに成長する環境づくり**

[基本目標]

1 教育・保育事業の充実と多様化

2 一時預かり、病児保育の充実

3 子育て家庭への支援の充実

4 小学校就学後の放課後対策の充実

5 発達面で支援が必要な子どもへの支援の充実

[重点施策]

[主な取組]

(1) 教育・保育事業（認定こども園、幼稚園、保育所など）

①幼稚園の認定こども園への移行の推進

②公的保育サービスの充実
（認可保育所の増設、家庭的保育事業の実施等）

③保育・教育の量と質の確保

(1) 一時預かり事業、病児・病後児保育事業など

①幼稚園の預かり保育の充実
（随時及び長期休み中の実施）

②一時預かりの提供場所の増設

③病児・病後児保育事業の広域の実施検討

(1) 地域子育て支援拠点事業など

①子育て支援センター、児童館等で実施するひろば事業の充実

(2) 切れ目のない支援

①妊産婦健診、産後うつ対策の充実

②子育て世帯に対する相談・情報提供機能の充実

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

①男性の育児参加の促進

②家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成

(4) 子どもの貧困対策

①ひとり親家庭等の自立支援の推進など

(5) 児童虐待防止への支援

①児童虐待の発生予防・早期発見・支援

②児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 放課後児童クラブ、放課後子ども教室など

①放課後児童クラブの増設（多様な選択肢の用意）

②放課後子ども教室（全児童対象の放課後事業）の実施

③地域における子どもの安全・安心な居場所づくり（新・放課後子ども総合プランの内容等）

(1) 障害のある子の保育、学童クラブ等の受入れ、発達支援システム、たんぽぽ教室など

①保育所、放課後児童クラブ等での発達に課題のある子の受入れ

②たんぽぽ教室、発達支援システムのきめ細やかな推進



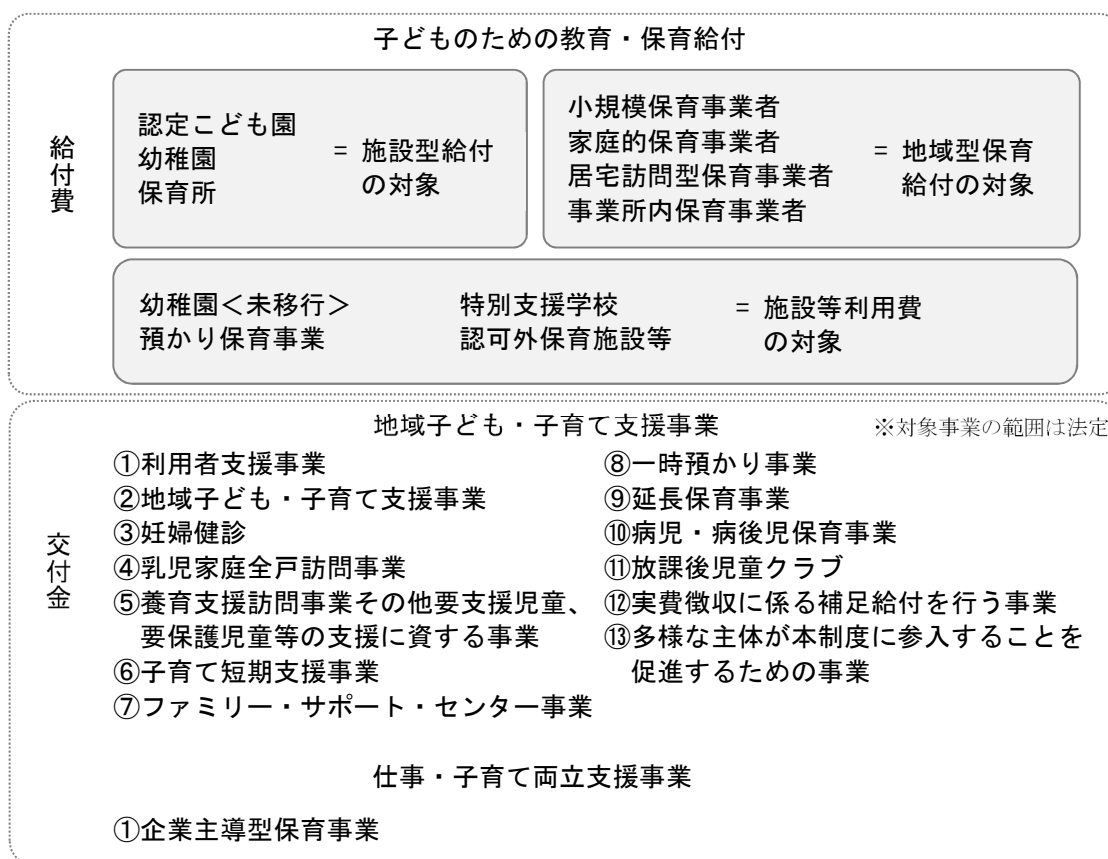
幼児期の学校教育・保育、地域子ども 子育て支援事業に係る量の見込みと 確保の方策

1 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 施設の概要

認可保育所	保護者の労働や疾病などの事由により保育の必要な0歳から就学前の子どもを保育することを目的とした施設です。国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のものです。児童福祉法に基づきます。	
幼稚園	3歳から就学前の子どもに適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設です。学校教育法に基づいています。通常の就園時間の利用のほか、預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業）を利用することができます。	
認定こども園	幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設です。	
地域型 保育事業	小規模保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。
	家庭的保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者*の居宅その他の場所において、保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。
	事業所内保育事業	事業主（企業）等が、主に満3歳未満の、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。
	居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、障害、疾患などで個別のケアが必要な場合に、乳幼児の居宅において家庭的保育者*による保育を行う事業です。
企業主導型 保育事業	企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行うものです。	

子ども・子育て支援制度の事業の全体像



2 保育認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

(1) 認定区分

認定区分	対象者	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 地域型保育事業

(2) 認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては以下の3点について基準を策定します。

(1) 事由

ア 就労

フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労

イ 就労以外の事由

保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして町が定める事由

(2) 区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

ア 保育標準時間

主にフルタイムの就労を想定した長時間利用

（1日当たり最大11時間の利用。1月あたりの労働時間が120時間以上）

イ 保育短時間

主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

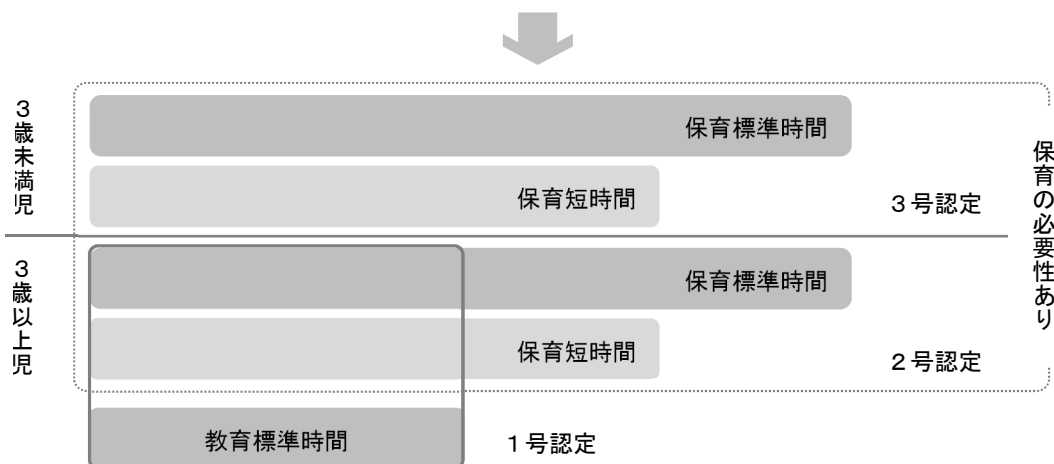
（1日当たり最大8時間の利用。1月あたりの労働時間が64時間以上120時間未満）

(3) 優先利用

ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

保育の必要量の認定

新制度における公的保育の対象＝保育を必要とする児童
（「保育標準時間」認定の児童＋「保育短時間」認定の児童）



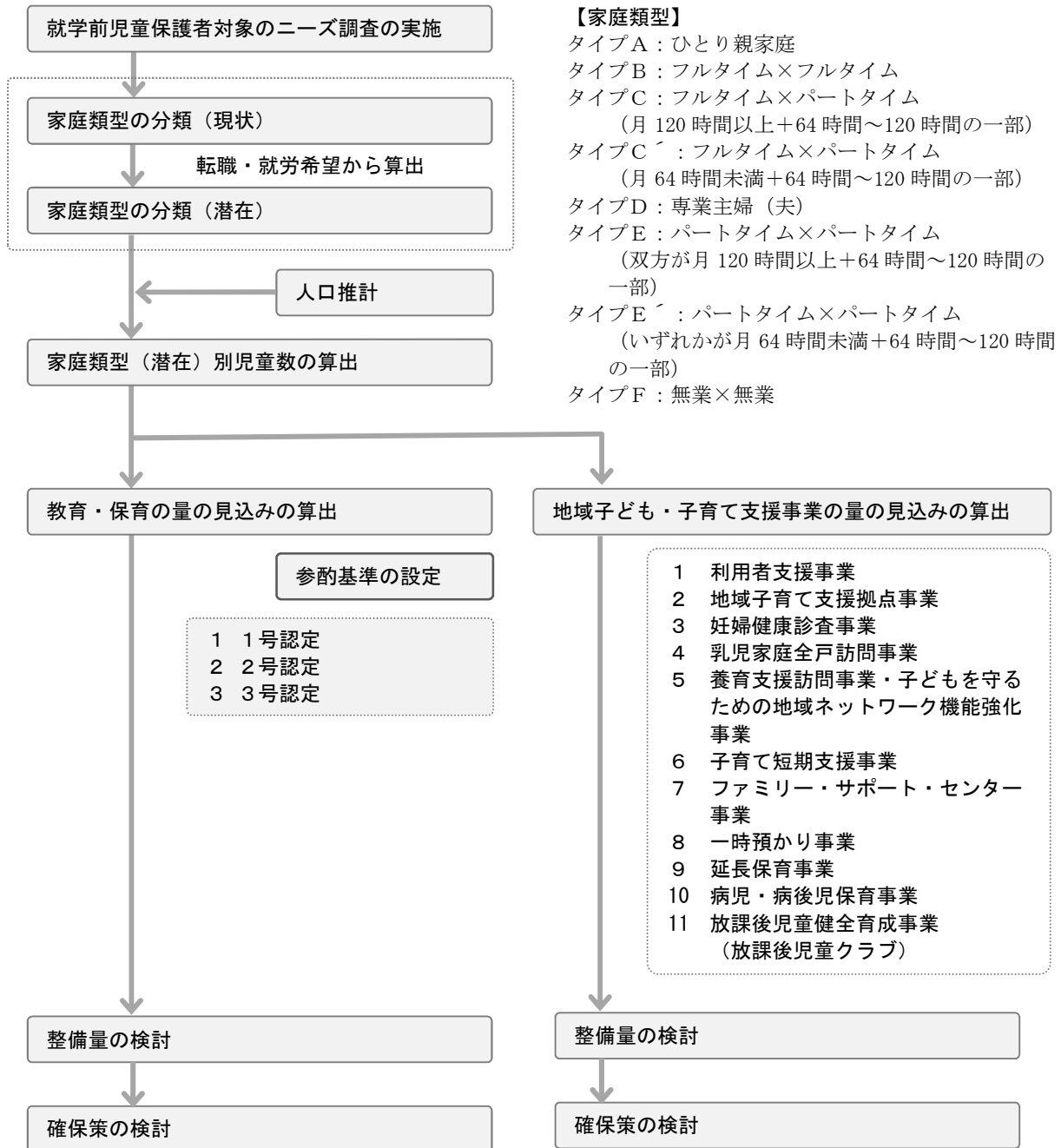
保育の必要性の認定

<p style="text-align: center;">①事由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 就労 2 妊娠・出産 3 保護者の疾病・障害 4 同居親族等の介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 8 虐待やDVのおそれがあること 9 育児休業取得時に、すでに保育を利用していること 10 その他市町村が定める事由 	×	<p style="text-align: center;">②区分（保育必要量）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育標準時間 2 保育短時間 	×	<p style="text-align: center;">③優先利用</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ひとり親家庭 2 生活保護世帯 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 5 子どもが障害を有する場合 6 育児休業明け 7 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 8 小規模保育事業などの卒園児童 9 その他市町村が定める事由 																								
<p>保育の必要性認定・指数（優先順位）づけ</p> <p><保育標準時間></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">Aグループ（10点）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">○○ ○○</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">□□ □□</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">.....</td> <td></td> <td style="text-align: right;">計X人</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">Bグループ（9点）</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">△△ △△</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">□□ ○○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">.....</td> <td></td> <td style="text-align: right;">計Y人</td> </tr> </table> <p>※保育短時間も同様</p>					Aグループ（10点）	○○ ○○				□□ □□					計X人	Bグループ（9点）	△△ △△				□□ ○○					計Y人
Aグループ（10点）	○○ ○○																											
	□□ □□																											
		計X人																									
Bグループ（9点）	△△ △△																											
	□□ ○○																											
		計Y人																									

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量は、国の手引きに従い、就学前児童保護者対象のニーズ調査結果をもとに、次の手順で推計します。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計のフロー



4 家庭類型（現状・潜在）

本計画では、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたり、国の手引きに従い家庭類型を整理します。家庭類型は、就学前児童保護者に実施したニーズ調査の結果から算出しています。家庭類型の種類の種類は、タイプAからタイプFの8種類となっています。

（1）家庭類型（現状）の算出

就学前児童保護者対象のニーズ調査の両親の就労形態等の項目より現状の家庭類型別割合を算出します。結果は次のとおりです。

家庭類型（現状）の算出

タイプA：ひとり親家庭	2.5%
タイプB：フルタイム×フルタイム	28.4%
タイプC：フルタイム×パートタイム（月120時間以上+64時間～120時間の一部）	7.4%
タイプC'：フルタイム×パートタイム（月64時間未満+64時間～120時間の一部）	11.2%
タイプD：専業主婦（夫）	50.3%
タイプE：パートタイム×パートタイム（双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部）	0.0%
タイプE'：パートタイム×パートタイム（いずれかが月64時間未満+64時間～120時間の一部）	0.0%
タイプF：無業×無業	0.2%

（2）家庭類型（潜在）の算出

家庭類型（現状）に、就学前保護者対象のニーズ調査の転職希望、1年以内の就労希望等の意向を反映させて家庭類型（潜在）を算出します。結果は次のとおりです。

家庭類型（潜在）の算出

タイプA：ひとり親家庭	2.5%
タイプB：フルタイム×フルタイム	31.9%
タイプC：フルタイム×パートタイム（月120時間以上+64時間～120時間の一部）	11.8%
タイプC'：フルタイム×パートタイム（月64時間未満+64時間～120時間の一部）	16.6%
タイプD：専業主婦（夫）	36.9%
タイプE：パートタイム×パートタイム（双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部）	0.0%
タイプE'：パートタイム×パートタイム（いずれかが月64時間未満+64時間～120時間の一部）	0.0%
タイプF：無業×無業	0.2%

5 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までの子どもの将来推計は、年々減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	174	169	164	158	154
1歳	146	191	186	180	173
2歳	194	154	202	197	191
3歳	239	210	167	219	213
4歳	293	247	218	173	227
5歳	271	302	255	225	178
6歳	297	281	313	265	233
7歳	305	302	286	319	270
8歳	302	309	306	290	323
9歳	356	304	312	309	293
10歳	327	357	305	313	310
11歳	318	327	358	306	313

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

6 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

現在、認可保育所は、本町西部の区域に限られた地域に集中しており事業の偏在が見られます。本町東部の市街化調整区域である木古庭地区、上山口地区、下山口地区（一部）を1つの区域、残りの本町西部の市街化区域である下山口地区（一部）、一色地区、堀内地区、長柄地区をもう1つの区域として、教育・保育提供区域を市街化調整区域と市街化区域の2区域と定めます。これにより、町全域で特定のエリアへの事業の偏在解消を目指し、基盤整備を行っていくこととします。

7 教育・保育及び地域型保育事業

(1) 1号認定（満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども）

- 現在、町内にある私立幼稚園は5か所です。
うち、新制度移行園1か所、新制度未移行園4か所です。

【確保方策】

- 幼稚園を希望する保護者が多いことに配慮しつつ、幼稚園に対する説明会等で認定こども園の制度を深く理解してもらい、認定こども園への移行を推進します（令和4年度までに2か所）。

【年度別見込量】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	453	428	361	348	349
1号認定	453	428	361	348	349
②確保方策	945	885	875	875	875
認定こども園（幼稚園型） （施設型給付含む）	175	430	420	420	420
施設数（か所）	1	2	2	2	2
確認を受けない幼稚園	770	455	455	455	455
施設数（か所）	4	3	3	3	3
②-①	492	457	514	527	526

(2) 2号認定（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）

- 2号認定については基本的に認可保育所及び認可外保育施設で対応していきますが、教育ニーズの高い2号認定も見込まれることから、幼稚園の認定こども園の移行にも取り組んでいきます。
- 令和元年度時点で、町内にある保育施設は認可保育所が4か所、小規模保育施設が2か所です。
- 令和2年度には、町内にある保育施設は認可保育所が5か所、小規模保育施設が1か所となる見込です。

【確保方策】

- 幼稚園の認定こども園への移行を推進し、1園あたり45人の2号認定子どもの受入れを目指します（令和4年度までに2か所）。
- 町内の小規模保育施設から認可保育所へ移行するための支援をします（令和2年度までに5か所、うち1か所は小規模保育施設からの移行）。
- 子どもの人口の減少が見込まれるものの、女性の就業率の上昇に対応できるよう、保育サービスの充実を図ります。

【年度別見込量】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	304	287	242	234	234
2号認定（教育ニーズ）	83	78	66	64	64
2号認定（その他）	221	209	176	170	170
②確保方策	234	294	339	339	339
認定こども園 （幼稚園型、幼保連携型）	0	60	105	105	105
施設数（か所）	0	1	2	2	2
認可保育所（公立）	60	60	60	60	60
施設数（か所）	1	1	1	1	1
認可保育所（私立）	128	128	128	128	128
施設数（か所）	4	4	4	4	4
認可外保育施設	46	46	46	46	46
施設数（か所）	4	5	5	5	5
②－①	△70	7	97	105	105

(3) 3号認定（満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）

- 3号認定については基本的に認可保育所で対応していきます。
- 令和元年度時点で、町内にある保育施設は認可保育所が4か所、小規模保育施設が2か所です。
- 令和2年度には、町内にある保育施設は認可保育所が5か所、小規模保育施設が1か所となる見込です。

【確保方策】

- 町内の小規模保育施設から認可保育所へ移行するための支援をします（令和2年度までに5か所、うち1か所は小規模保育施設からの移行）。
- 家庭的保育事業（保育ママ）を確保します（県子育て支援研修を活用）。
- 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）については、卒園後も安心して利用できるように、連携施設を設定するほか円滑な接続に配慮します。
- 子どもの人口の減少が見込まれるものの、女性の就業率の上昇に対応できるよう、保育サービスの充実を図ります。

【年度別見込量】

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	206	208	226	220	213
3号認定	206	208	226	220	213
②確保方策	158	210	255	255	255
認定こども園 （幼稚園型、幼保連携型）	0	0	45	45	45
施設数（か所）	0	0	1	1	1
認可保育所（公立）	40	40	40	40	40
施設数（か所）	1	1	1	1	1
認可保育所（私立）	89	89	89	89	89
施設数（か所）	4	4	4	4	4
小規模保育事業	10	48	48	48	48
事業者数（か所）	1	3	3	3	3
家庭的保育事業	0	2	2	2	2
人数（人）	0	1	1	1	1
認可外保育施設	19	31	31	31	31
施設数（数）	4	5	5	5	5
②－①	△48	2	29	35	42

【年度別見込量・内訳】

(0歳)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	45	44	42	41	40
3号認定(0歳)	45	44	42	41	40
②確保方策	33	44	59	59	59
認定こども園 (幼稚園型、幼保連携型)	0	0	15	15	15
認可保育所(公立)	5	5	5	5	5
認可保育所(私立)	24	24	24	24	24
小規模保育事業	2	10	10	10	10
家庭的保育事業	0	1	1	1	1
認可外保育施設	2	4	4	4	4
②-①	△12	0	17	18	19

(1～2歳)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	161	164	184	179	173
3号認定(1～2歳)	161	164	184	179	173
②確保方策	125	166	196	196	196
認定こども園 (幼稚園型、幼保連携型)	0	0	30	30	30
認可保育所(公立)	35	35	35	35	35
認可保育所(私立)	65	65	65	65	65
小規模保育事業	8	38	38	38	38
家庭的保育事業	0	1	1	1	1
認可外保育施設	17	27	27	27	27
②-①	△36	2	12	17	23

保育利用率

- 3号認定については、「保育利用率」（満3歳未満の子どもの全体数に占める保育利用定員の割合）の各年度の目標値を定めることとされています。

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号認定の子どもの利用定員数}}{\text{満3歳未満の子どもの全体数}}$$

(保育利用率の目標設定)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
満3歳未満の子どもの数 (①)	514	514	552	535	518
3号認定の利用定員 (②)	158	210	255	255	255
3号認定の量の見込み (③)	206	208	226	220	213

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率 (②/①)	30.7	40.9	46.2	47.7	49.2
保育利用率目標 (③/①)	40.1	40.5	40.9	41.1	41.1

8 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

- 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

相談事業を相談員等が行う基本型と保健師等の専門職が行う母子保健型があります。

【確保方策】

- 子育て支援センターでの相談事業を基本型、子ども育成課窓口での相談事業を保健師等の専門職が対応する母子保健型とします。
- また、令和2年度以降に利用者からの意見等を伺い、よりよい事業の実施形態の充実を図ります。

【年度別見込量】

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保策(B)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

- 乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- 子育て支援センターと児童館・青少年会館のひろば事業などが想定されています。

【確保方策】

- 量の見込みについては、充足していることが考えられ、子育てひろば事業を実施する場所の数を確保方策としますが、今後、地域のニーズや実情を踏まえ、子育て広場事業の拡充を検討します。
- また、利用者支援事業等を通じて、地域子育て支援拠点事業に関する情報提供を行い、利用促進を図るとともに、令和2年度以降に利用者からの意見等を伺い、よりよい事業の実施形態の検討を行います。

【年度別見込量】

(単位：人回／月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,983	5,983	6,425	6,227	6,029
②確保方策(か所)	8	8	8	8	8
地域子育て支援拠点事業	1	1	1	1	1
その他	7	7	7	7	7

(3) 妊婦健康診査事業

- 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保方策】

- 従来から行われている事業ですが、令和2年度以降も着実に事業を実施します。

【年度別見込量】

(単位：人回／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,436	2,366	2,296	2,212	2,156
②確保方策	2,436	2,366	2,296	2,212	2,156

※対象者として0歳児の推計人口を想定 0歳児推計人口×14回（健診回数）

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

【確保方策】

- 従来から行われている事業ですが、令和2年度以降も着実に事業を実施します。

【年度別見込量】

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	174	169	164	158	154
②確保方策	174	169	164	158	154

(5) 養育支援訪問事業・

子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

- 「養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業」と「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と連携強化を図る取組を実施する事業」です。
- 葉山町では、それぞれ「養育支援家庭訪問事業」及び「児童相談事業」という名称で、事業を実施しています。

【確保方策】

- 従来から行われている事業ですが、令和2年度以降も着実に事業を実施します。
- 「養育支援家庭訪問事業」では、理学療法士等の派遣や養育支援員による訪問を実施します。
- 「子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業」では、葉山町要保護児童対策地域協議会の連携強化をはかるほか、親育ち支援プログラムや虐待予防講演会を実施します。

【年度別見込量】

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	45	44	43	41	40
②確保方策	45	44	43	41	40

(6) 子育て短期支援事業

- 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【確保方策】

- 子育て支援センターや保健師等による相談の状況等を鑑みながら、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

【年度別見込量】

(単位：人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保方策】

- 毎年度、支援会員を増やし、量の見込みに合う提供体制を整えます。
- 支援会員を養成するほか、依頼会員と支援会員のマッチングに取り組みます。

【年度別見込量】

(単位：人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,201	1,175	1,145	1,101	1,073
②確保方策	1,201	1,175	1,145	1,101	1,073
②-①	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な支援を行う事業です。

【確保方策】

- 一時預かりを提供できる場所を増やします。
- 教育ニーズの高い2号認定も見込まれることから、幼稚園及び認定こども園における一時預かりの充実を図ります。
- 従来から行われている事業ですが、すべての幼稚園で預かり保育を実施します。長期休暇中の預かり保育にも対応していきます。
- 保育所では、待機児童の状況（通常保育の受入れ状況）を踏まえながら、提供できる施設数を増やします。

① 幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育） 【年度別見込量】

（単位：人日／年）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		23,194	21,923	18,486	17,821	17,850
②確保方策	人日	23,194	21,923	18,486	17,821	17,850
	か所	5	5	5	5	5
②－①		0	0	0	0	0

② 幼稚園以外の一時預かり 【年度別見込量】

（単位：人日）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		2,747	2,655	2,486	2,403	2,369
②確保方策	人日	2,100	2,100	3,350	3,350	3,350
	か所	2	2	3	3	3
②－①		△647	△555	864	947	981

(9) 延長保育事業

- 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【確保方策】

- 保育所を利用している人が、確実に利用できる体制を整えていきます。

【年度別見込量】

(単位：人／月)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		404	391	366	353	349
②確保方策	人	404	391	366	353	349
	か所	6	6	6	6	6
②-①		0	0	0	0	0

(10) 病児・病後児保育事業

- 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【確保方策】

- 病後児保育は、すでにファミリー・サポート・センターで実施されており、引き続き継続します。
- 病後児保育を実施できる施設数を増やします。
- 病児保育は令和2年度から広域での実施検討を開始し、令和4年度からの受入れを目指します。受入れ施設は、1日あたり1人を目安とします（広域での実施を想定）。

【年度別見込量】

(単位：人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	225	218	204	197	194
②確保方策	245	245	495	495	495
病児保育事業 (病後児保育含む)	人日	240	240	490	490
	か所	1	1	2	2
ファミリー・サポート・センター	人日	5	5	5	5
②-①	20	27	291	298	301

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【確保方策】

- 令和3年度から徐々に供給量を拡大していきます。
- 町直営の学童クラブは確保方策として見込んでいますが、学童クラブのニーズの状況により実施方法の検討を行うこととします。
- 学童クラブについて、現行の障害児受入推進事業を継続し、必要に応じて加配指導員を配置します。
- 新・放課後子ども総合プランの趣旨に沿った学童クラブ及び放課後子ども教室の実施を目指し、次の取組みを推進します。
 - ・ すべての小学校内で学童クラブと放課後子ども教室を一体型で実施することを目指します。
 - ・ 小学校内で実施する学童クラブと放課後子ども教室の一体型は、令和3年度から1年に1ヶ所のペースで新設することを目指します。
 - ・ 学童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れ、引き渡し等について、双方の運営者が連携を図るよう協議をしていきます。
 - ・ 小学校内への学童クラブ及び放課後子ども教室の設置に際しては、余裕教室の活用等を教育委員会と小学校と運営者との間で十分な協議を行います。また、小学校内に学童クラブ及び放課後子ども教室を設置する際は、小学校ごとに、小学校と運営者の間における運用ルールなど、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努めます。
 - ・ 小学校と運営者が定期的に連絡会を開くなどして、連携が取りやすくなるよう互いに情報共有をします。
 - ・ 学童クラブについて、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。
 - ・ 町や県等が実施する研修への参加を促進し、学童クラブの役割をさらに向上させます。
 - ・ 町のホームページや広報紙、学童クラブからの直接の発信による、情報周知を検討します。

【年度別見込量】

(単位：人／月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	327	341	359	373	392
小学1年生	102	107	112	117	123
小学2年生	91	95	100	104	110
小学3年生	71	74	78	81	85
小学4年生	37	38	40	42	44
小学5年生	17	18	19	19	20
小学6年生	9	9	10	10	10
②確保方策	325	365	405	445	445
施設数	10	11	12	13	13
②-①	△2	24	46	72	53

※ 確保方策については、「みんなの公共施設未来プロジェクト」を踏まえ、変更する場合があります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び幼稚園(未移行)における食材費(副食費)に対する助成を助成する事業です。

(対応案)

- 今後は、利用者ニーズ等の動向や、他の費用助成事業の状況を踏まえつつ、必要となる事業実施に努めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

(対応案)

- 今後は、各事業等のニーズ動向を踏まえつつ、対応するための事業確保に向けた事業者の育成・参入につながるように必要に応じた事業実施に努めます。

9 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- 令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。この給付の実施にあたっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

10 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

- 認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知していきます。
- 教育ニーズを求める就労世帯が一定程度いることを踏まえ、特に幼稚園への情報提供や、認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。また、県等が実施する幼稚園教諭や保育士に対する合同研修等への参加を促進する等の取り組みを推進します。

11 教育・保育施設等の連携の推進方策

- 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）については、卒園後も安心して利用できるように、連携施設を設定するほか円滑な接続に配慮します。
- 認定こども園、幼稚園及び保育園の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携を推進します。また、就学時健康診断を通じて、発達支援等の早期発見、就学にあたっての相談を行い、教育・保育の連携を図ります。
- 「葉山町発達支援システム」などを活用しつつ、教育委員会、幼稚園、保育園、小学校、中学校間で指導上必要な情報の共有と連携を図ります。
- 教員・保育士等による連絡会や見学を実施し、情報の共有や連携を図ります。

12 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して適切な情報提供や相談を行います。
- 子育て支援センター、子ども育成課、関係機関の連携を強化しながら、相談体制の充実を図り、適切なサービスに繋げていくなど、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

13 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援等

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進や子どもの貧困対策、障害児、生活困窮・養育困難な家庭など、特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県や関係機関との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係機関と連携を密にして展開します。

《児童虐待防止対策の充実》

- 「子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業」では、葉山町要保護児童対策地域連絡協議会の連携強化を図るほか、親育ち支援プログラムや虐待予防講演会を実施します。
- 妊娠・出産期における定期的な健康診査や、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、産後うつへの早期対応や、支援の必要性を見定めるとともに、養育支援訪問事業等により、さらなる支援を速やかにかつ適切に行います。
- 産後において、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない等、特に支援を必要とする母子及びその家庭に対し、心身の安定、育児不安の解消、児童虐待の未然防止を目的として、産後ケア事業を実施します。
- 支援の必要な子どもや家庭の情報について、地域ぐるみの子どもの見守りや幼稚園、保育園等、学校との連携により、早期発見、早期対応そして未然防止への取り組みを進めます。

《子どもの貧困対策》

- 生まれ育った家庭の経済事情等で子どもの将来が左右されないよう、教育・学習支援や保護者への就労の支援、生活の支援、経済的支援を進めます。
- 経済的な理由により、児童生徒が小中学校へ就学させることが困難な家庭に対し、学用品費や給食費など就学に必要な費用の一部を援助する就学支援等、経済的支援を行います。
- 「フードバンクかながわ」からの提供食品を利用した子ども食堂への支援を行います。

《発達面で支援が必要な子どもへの連携》

- 令和元年度に町立の療育施設（たんぼぼ教室）を利用している未就学児は31名です。そのうち、21名が幼稚園・保育施設も利用しています。特別な支援が必要な子どもについては、すでに幼稚園・保育施設と連携して、日ごろから情報共有を進めています。引続き、教育・保育の利用を希望した場合に円滑な受け入れができるように、施設・事業者との連携を深めていきます。
- 小学校への就学の際には、たんぼぼ教室において作成した個別支援計画をもとに、会議を開催し、就学先の小学校との連携を図ります。
- 「葉山町発達支援システム」などを活用しつつ、教育委員会、幼稚園、保育園、小学校、中学校間で指導上必要な情報の共有と連携を図ります。（再掲）
- 葉山町障害者福祉計画（障害児福祉計画）と整合を図り、医療的ケア児へ適切な支援を行います。

14 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

- 幼稚園の預かり保育等の一時預かり事業の充実や病児・病後児保育事業の広域での実施に向けた検討していくなど、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、働きやすい職場環境の整備に努めます。
- プレママやプレパパ教室等を通じて、家庭における男性の育児参加の機会の促進等、社会全体の意識の醸成を図ります。
- 企業等への育児休業等制度の周知など、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。



第 5 章

計画の推進体制

1 推進体制の充実

(1) 町役場内における各部署の連携強化

町役場内における各部署の連携を強化し、情報共有を行いながら、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や町民との協力

子育て支援の充実を図るためには、町役場だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・町民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、町民に対して積極的に情報を提供していくとともに、町行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

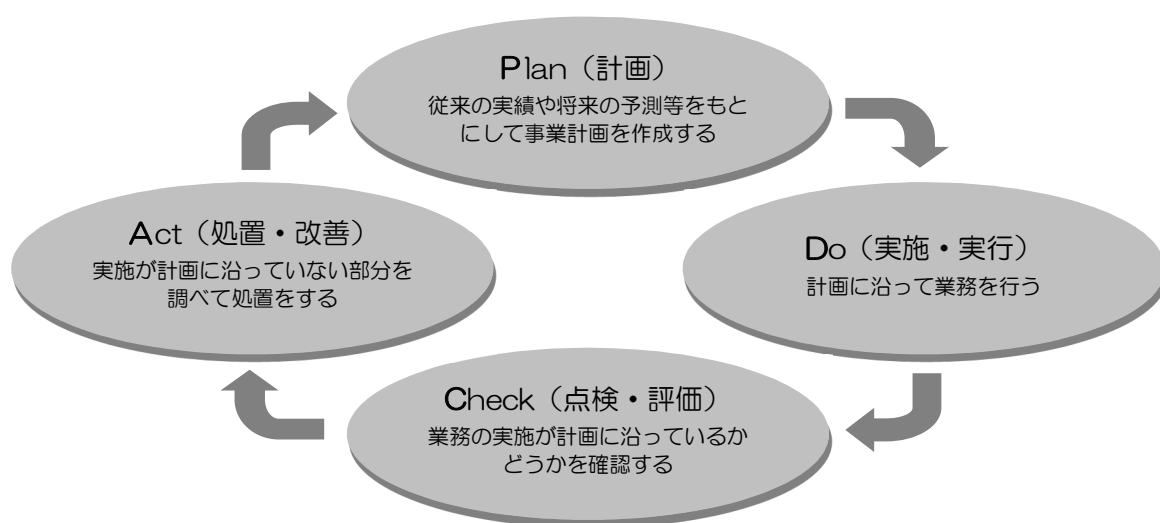
(3) 国・県との連携

子育て支援の取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

2 計画の点検・評価

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課において、各施策・事業の進捗状況を把握するとともに、町民参画により構成される「葉山町子ども・子育て会議」を中心に、計画の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

また、年度ごとに見込み量と確保方策を示していることから、PDCAサイクルにより実施状況について年度ごとに進捗状況を管理するとともに、数値上の評価にとどまらず、事業者や利用者の声を踏まえた上で、事業展開に活かしていくものとします。



3 国・県等との連携

本計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。



資料編

1 アンケート調査結果の主な内容

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が54.1%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が29.4%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が23.2%となっています。

回答者数 = 678

緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる

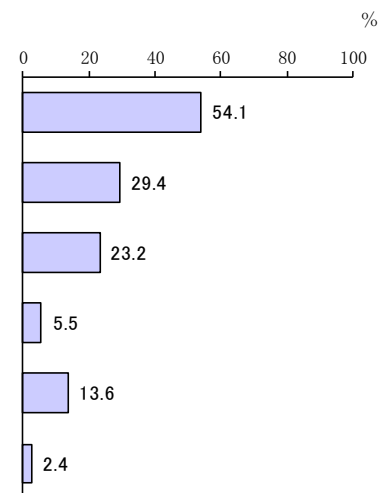
緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる

日常的に祖父母等の親族にみてもらえる

日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる

いずれもない

無回答



② 母親の就労状況

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が46.8%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が19.8%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が19.5%となっています。

回答者数 = 678

フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である

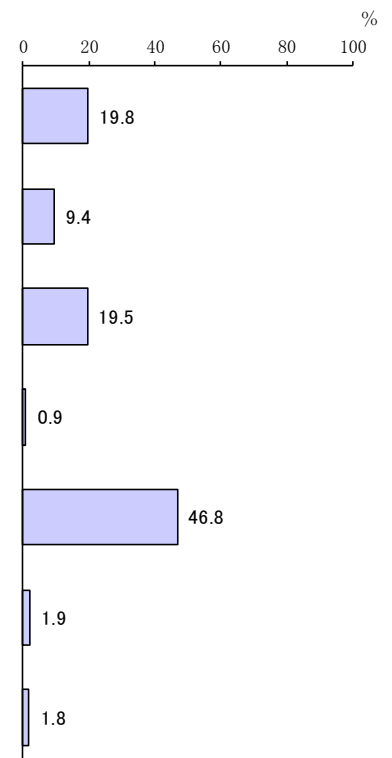
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である

以前は就労していたが、現在は就労していない

これまで就労したことがない

無回答



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が47.8%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が22.5%となっています。

回答者数 = 138

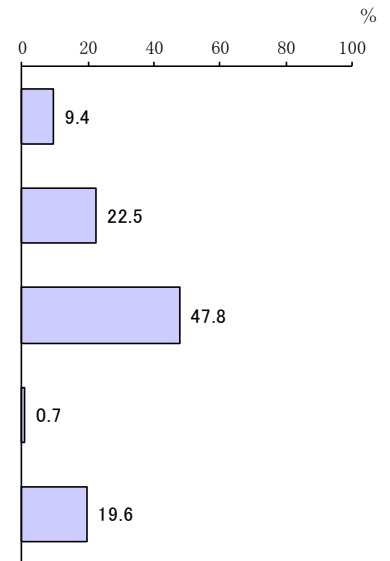
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある

フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない

パート・アルバイト等の就労を続けることを希望

パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい

無回答



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが1歳になったところに就労したい」の割合が46.7%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が25.5%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が19.1%となっています。

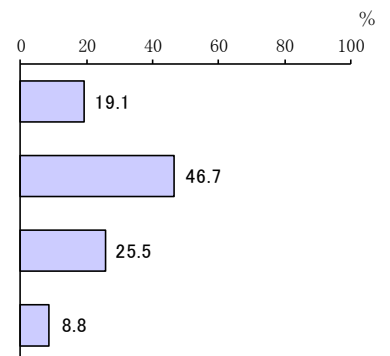
回答者数 = 330

子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）

1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい

すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

無回答

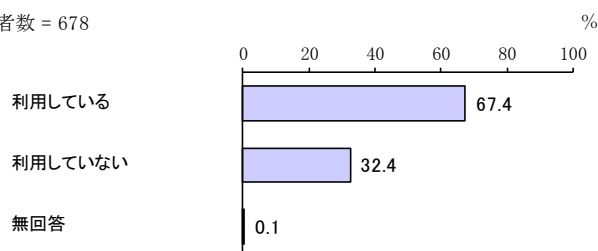


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が 67.4%、
「利用していない」の割合が 32.4%と
なっています。

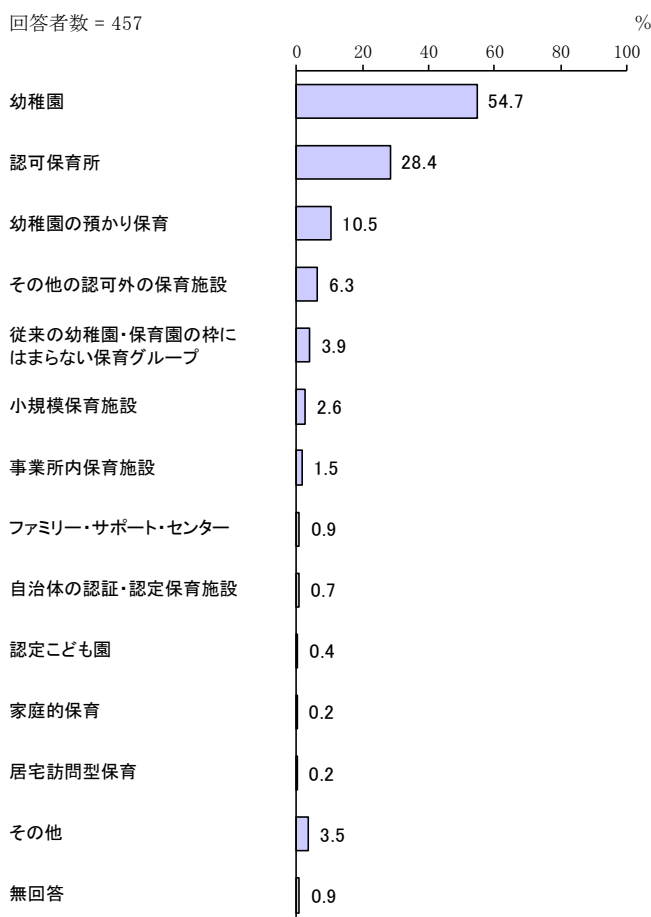
回答者数 = 678



② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「幼稚園」の割合が 54.7%と最も高
く、次いで「認可保育所」の割合が 28.4%、
「幼稚園の預かり保育」の割合が 10.5%
となっています。

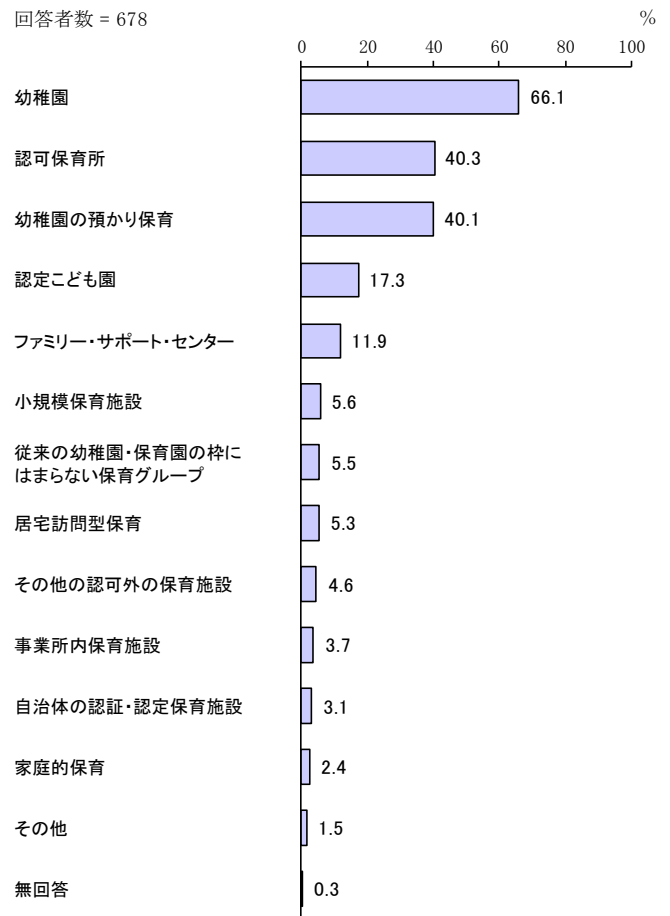
回答者数 = 457



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

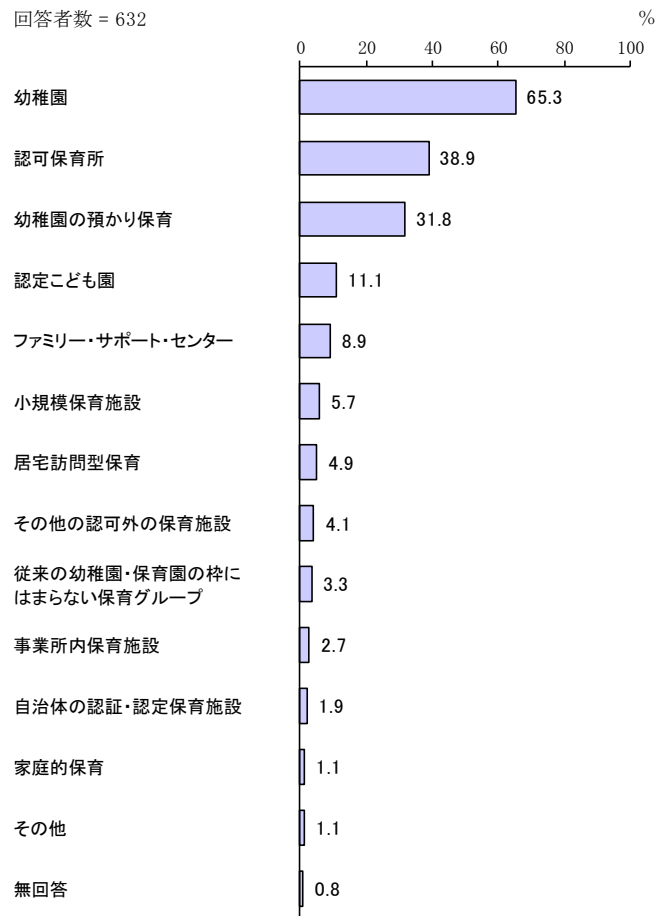
「幼稚園」の割合が66.1%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が40.3%、「幼稚園の預かり保育」の割合が40.1%となっています。

回答者数 = 678



④ 幼児教育・保育の無償化が実施された場合に平日、定期的にご利用したい教育・保育事業

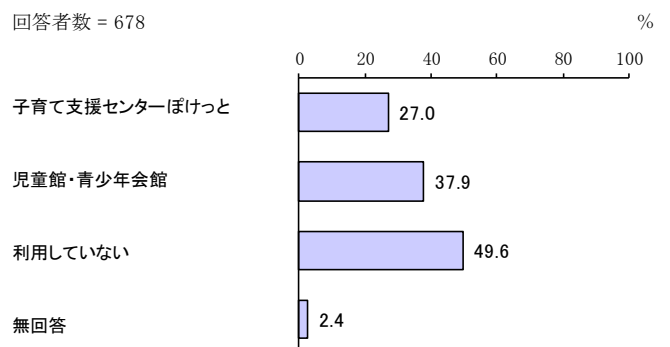
「幼稚園」の割合が 65.3%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が 38.9%、「幼稚園の預かり保育」の割合が 31.8%となっています。



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が 49.6%と最も高く、次いで「児童館・青少年会館」の割合が 37.9%、「子育て支援センターぽけっと」の割合が 27.0%となっています。

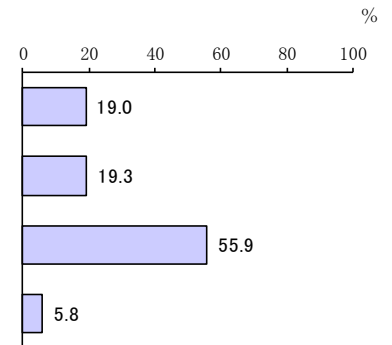


② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 55.9% と最も高く、次いで「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が 19.3%、「利用していないが、今後利用したい」の割合が 19.0% となっています。

回答者数 = 678

利用していないが、今後利用したい
すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない
無回答



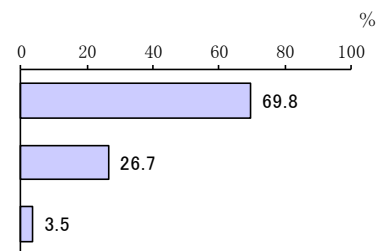
(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が 69.8%、「なかった」の割合が 26.7% となっています。

回答者数 = 457

あった
なかった
無回答

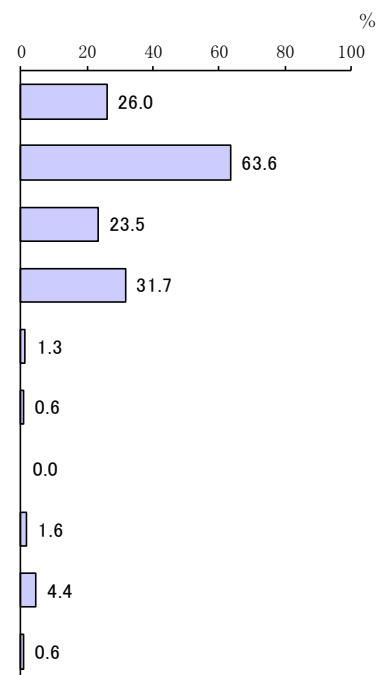


② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が 63.6% と最も高く、次いで「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が 31.7%、「父親が休んだ」の割合が 26.0% となっています。

回答者数 = 319

父親が休んだ
母親が休んだ
(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった
父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた
病児・病後児の保育を利用した
ベビーシッターを利用した
ファミリー・サポート・センターを利用した
仕方なく子どもだけで留守番をさせた
その他
無回答

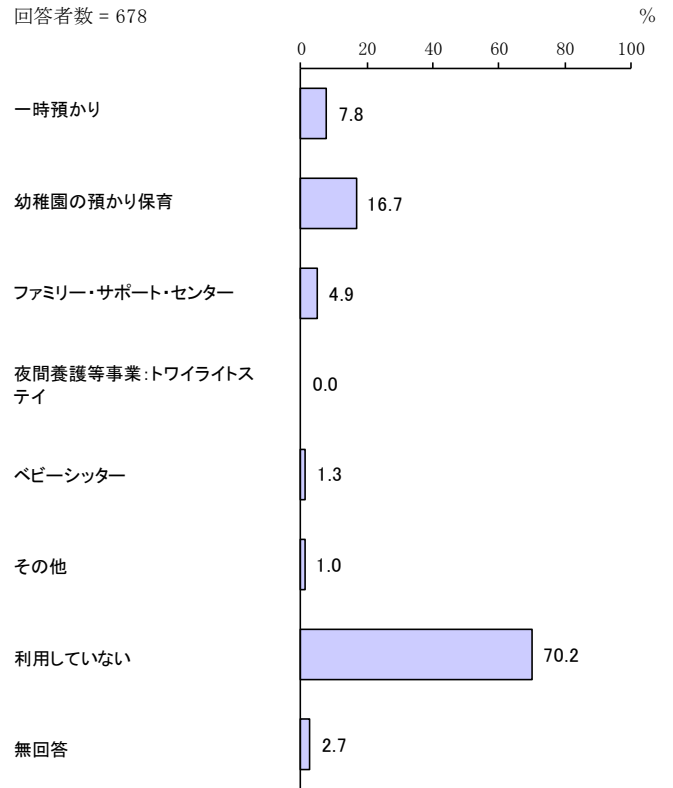


(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が70.2%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が16.7%となっています。

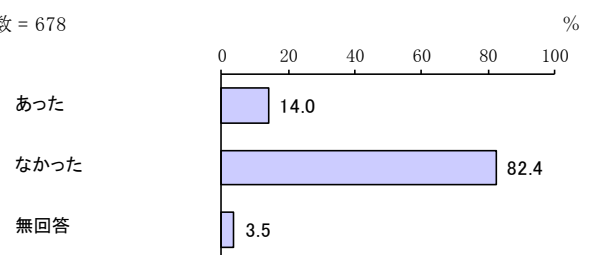
回答者数 = 678



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が14.0%、「なかった」の割合が82.4%となっています。

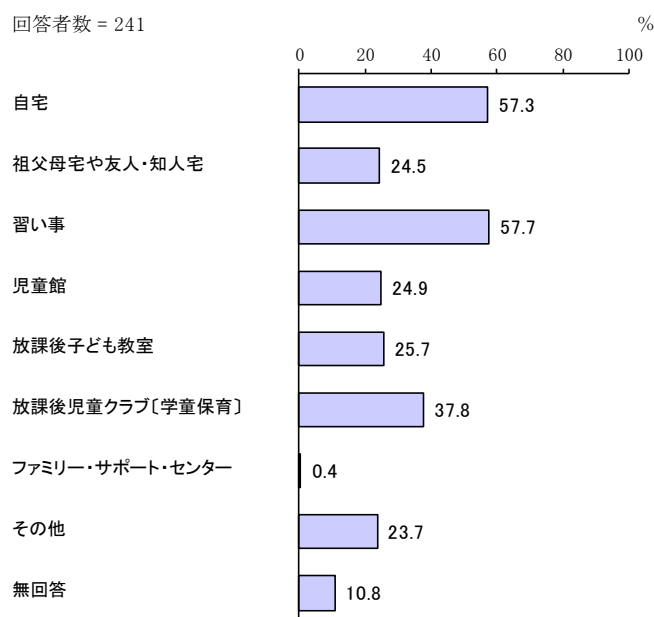
回答者数 = 678



(6) 小学校就学後の過ごさせ方について

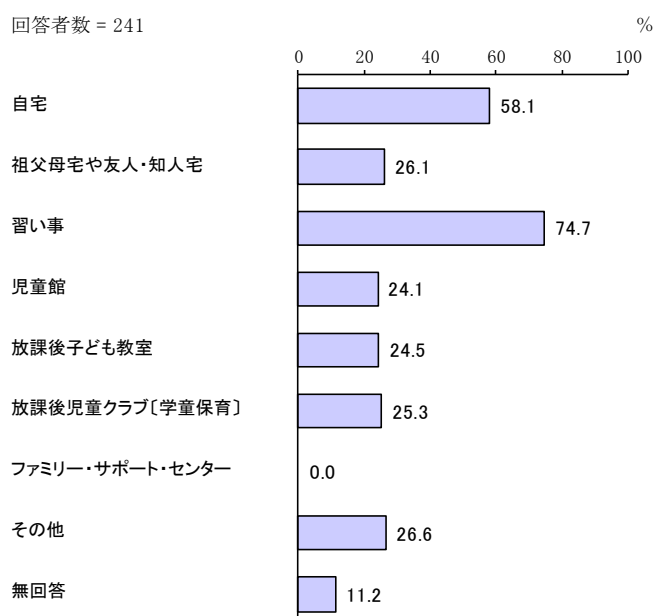
① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「習い事」の割合が 57.7%と最も高く、次いで「自宅」の割合が 57.3%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が 37.8%となっています。



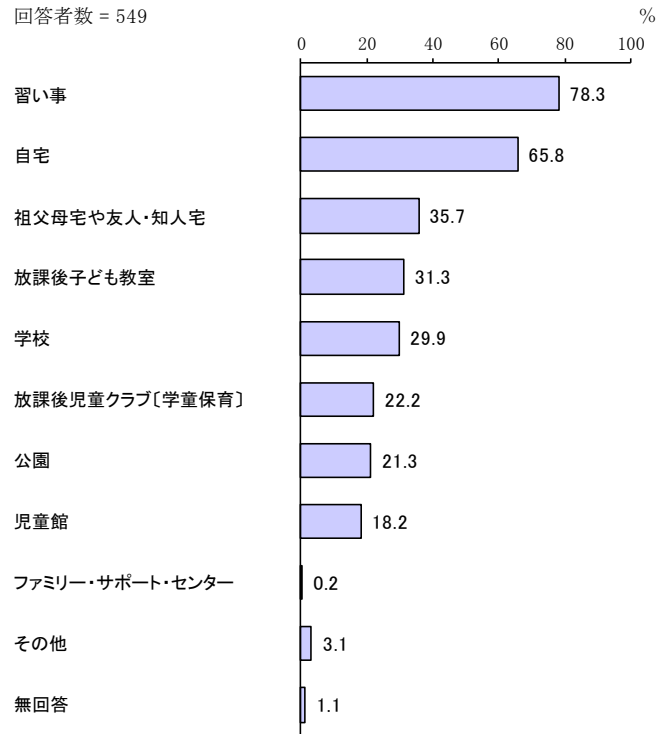
② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「習い事」の割合が 74.7%と最も高く、次いで「自宅」の割合が 58.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が 26.1%となっています。



③ 就学児童保護者の小学校就学後（今より2学年上がった時）の放課後に過ごさせたい場所

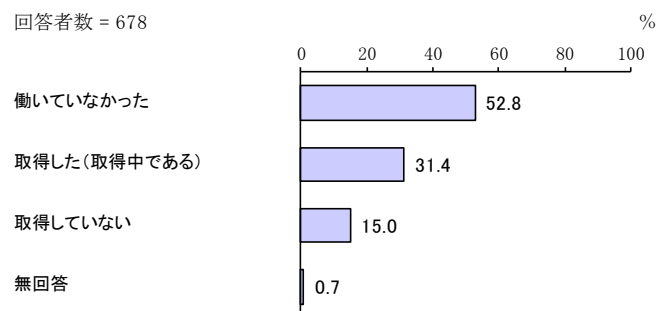
「習い事」の割合が78.3%と最も高く、次いで「自宅」の割合が65.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が35.7%となっています。



(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

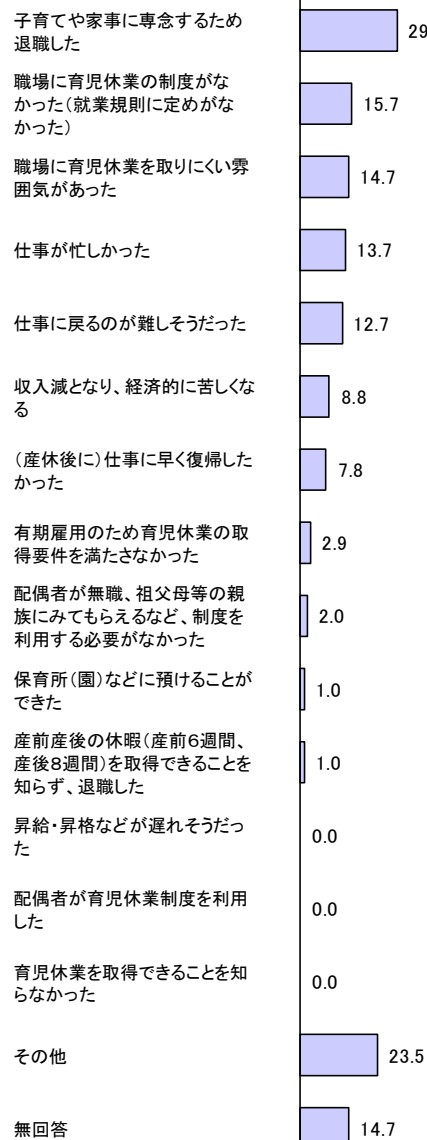
「働いていなかった」の割合が52.8%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」の割合が31.4%、「取得していない」の割合が15.0%となっています。



② 母親の育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が29.4%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が15.7%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が14.7%となっています。

回答者数 = 102



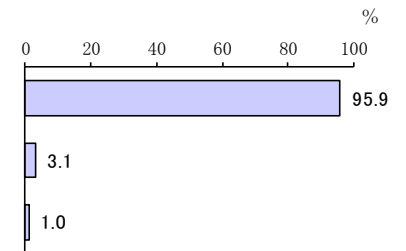
(8) 相談の状況について

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が95.9%、「いない／ない」の割合が3.1%となっています。

回答者数 = 678

いる／ある
いない／ない
無回答

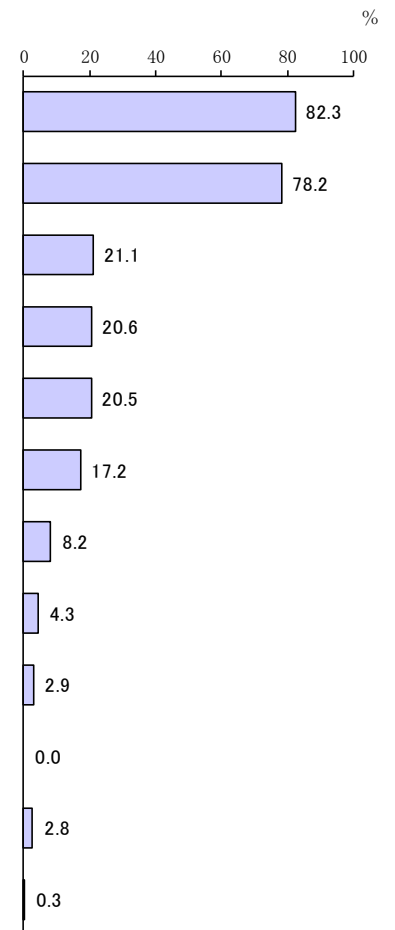


② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が82.3%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が78.2%、「近所の人」の割合が21.1%となっています。

回答者数 = 650

友人や知人
祖父母等の親族
近所の人
幼稚園教諭
保育士
子育て支援施設・NPO
かかりつけの医師
保健所・保健センター
自治体の子育て関連担当窓口
民生委員・児童委員
その他
無回答



2 葉山町子ども・子育て支援事業計画策定経過

年月日	会議等	内容等
平成30年5月30日	第22回葉山町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て会議年間スケジュールについて ○子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について ○次期子ども・子育て支援事業計画について
平成30年12月	子ども・子育て支援事業計画改定に伴うアンケート調査 (ニーズ調査)	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前児童 配布数:1,604票、有効回収数:678票、有効回収率:42.3% ○小学生児童: 配布数:1,839票、有効回収数:809票、有効回収率:44.0%
平成31年2月27日	第23回葉山町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前児童ニーズ調査・小学生対象ニーズ調査の結果について ○子ども・子育て支援事業計画の次期改定スケジュールについて ○教育・保育提供区域の設定の見直しについて
令和元年5月23日	第24回葉山町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て会議委員の任期について ○子ども・子育て会議年間スケジュールについて ○子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について ○子ども・子育て支援事業計画(第2期)の策定について
令和元年7月31日	第25回葉山町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援事業計画(第2期)改定体系(案)の検討について ○教育・保育及び地域型保育事業の「量の見込み(案)」等の検討について ○地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み(案)」等の検討について
令和元年10月4日	第26回葉山町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援事業計画(第2期)改定に基づく「量の見込み(案)」及び「確保の内容(案)」の検討について ○子ども・子育て支援事業計画(第2期)改定素案について
令和元年12月10日 ～令和2年1月9日	計画素案に対するパブリックコメント (意見募集)	○第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画(案)に対する意見募集
令和2年1月31日	第27回葉山町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの実施結果について ○子ども・子育て支援事業計画(第2期)改定(案)について ○地域子育て支援拠点事業について ○病児保育について

3 葉山町子ども・子育て会議条例

葉山町子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 15 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

葉山町条例第 10 号

葉山町子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、葉山町子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 葉山町子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年葉山町条例第 201 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

地域福祉計画策定委員会委員	規則で定める額
予防接種健康被害調査委員会委員	規則で定める額

」を

「

地域福祉計画策定委員会委員	規則で定める額
子ども・子育て会議委員	規則で定める額
予防接種健康被害調査委員会委員	規則で定める額

」に改める。

4 葉山町子ども・子育て会議委員名簿

(1) 平成30年度委員名簿

委嘱期間 平成 28(2016)年 6 月 1 日～平成 31(2019)年 3 月 31 日

氏名	所属
◎ 寶川 雅子	学識経験者
○ 武谷 廣子	医師（葉山町母子保健健診医）
松尾 真弓	葉山にこにこ保育園（認可保育所）
村上 裕	あけの星幼稚園（逗葉私立幼稚園協会）
大久保 紀明	保育園父母代表
平野 里香	葉山ぎんのすず保育園（認可保育所）
羽田 志津枝	葉山町主任児童委員
野北 康子	NPO法人葉山っ子すくすくパラダイス
森田 千穂	芽ぐみ保育室（小規模保育施設）
上田 美津子	小学生父母代表
石川 奈々葉	学童保育父母代表
彦井 浩孝	公募委員
山浦 彩子	葉山町子育て支援センターぽけっと
北原 淳子	上山口児童館
富樫 俊夫	上山口小学校（小学校長会代表）
加藤 智史	葉山町社会福祉協議会
栗山 仁	鎌倉三浦地域児童相談所
猿田 貴美子	鎌倉保健福祉事務所
井上 尚美	葉山町教育委員会生涯学習課

◎ 会長、○ 副会長

(順不同、敬称略)

(2) 令和元年度委員名簿

委嘱期間 平成31（2019）年4月1日～令和4（2022）年3月31日
 ただし、公募委員については、
 令和元（2019）年10月1日～令和4（2022）年3月31日

氏名	所属
◎ 寶川 雅子	学識経験者
○ 松尾 真弓	葉山にこにこ保育園（認可保育所）
村上 裕	あけの星幼稚園（逗葉私立幼稚園協会）
大久保 紀明	保育園父母代表
神山 裕子	葉山ぎんのすず保育園（認可保育所）
羽田 志津枝	葉山町主任児童委員
野北 康子	NPO法人葉山っ子すくすくパラダイス
森田 千穂	芽ぐみ保育室（小規模保育施設）
山本 朋子	小学生父母代表
彦井 浩孝	学童保育父母代表
有川 雅裕	公募委員
山浦 彩子	葉山町子育て支援センターぽけっと
北原 淳子	上山口児童館
滝川 真砂美	上山口小学校（小学校長会代表）
加藤 智史	葉山町社会福祉協議会
野坂 正径	鎌倉三浦地域児童相談所
猿田 貴美子	鎌倉保健福祉事務所
井上 尚美	葉山町教育委員会生涯学習課

◎ 会長、○ 副会長

(順不同、敬称略)

5 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）

平成 26 年 7 月に、子ども・子育て支援法の規定に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項、子ども子育て支援事業計画の記載事項等を定めた基本指針を告示しました。

また、基本指針の改正が、幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正（令和元年 10 月 1 日施行）に伴い行われ、さらに市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、令和 2 年度を始期とする第 2 期計画の作成に向けて、「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30 年 9 月 14 日公表）の策定、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しその他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）が行われました。

基本指針とは

- 子ども・子育て支援の意義、制度に関する基本的事項、地方自治体の事業計画の作成に関する事項、関連施策との連携等を定めたものです。
- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針を策定します。
- 基本指針を定め、または変更しようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くこととなっています。

基本方針の記載内容は次のとおりです。

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境
- 二 子どもの育ちに関する理念
- 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
- 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

第二 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

- 一 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方
- 二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

- 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
 - 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
 - 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
 - 四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項
 - 五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項
 - 六 その他
- 第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

6 用語集

【あ行】

育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

【か行】

確認を受けない幼稚園

幼稚園は、新制度に移行した園と、新制度に移行しないで現行制度のままの園に分かれる。新制度に移行しない幼稚園を「確認を受けない幼稚園」と言い、私学助成、就園奨励費補助の対象となっている。

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

家庭的保育

児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

教育・保育施設

「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。（法第7条）

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。

子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

子ども食堂

地域の住民・企業・団体がボランティアで運営する、誰でも無料や低額で食事をすることができる食堂。

【さ行】

施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取り組みをさらに推進する対策。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

特定地域型保育事業

児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業のことで、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなっている。小規模保育（利用定員6人以上19人以下）、家庭的保育（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）に分けられる。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条)

【参考】認定区分

- ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法 77条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

【や行】

幼稚園の預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動を自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

【数字】

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（内閣府 子ども・子育て支援制度ハンドブックより）

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

